

第2章 都市の動向

第1節

京都市の特性

(1) 京阪神大都市圏の一角をなす政令指定都市

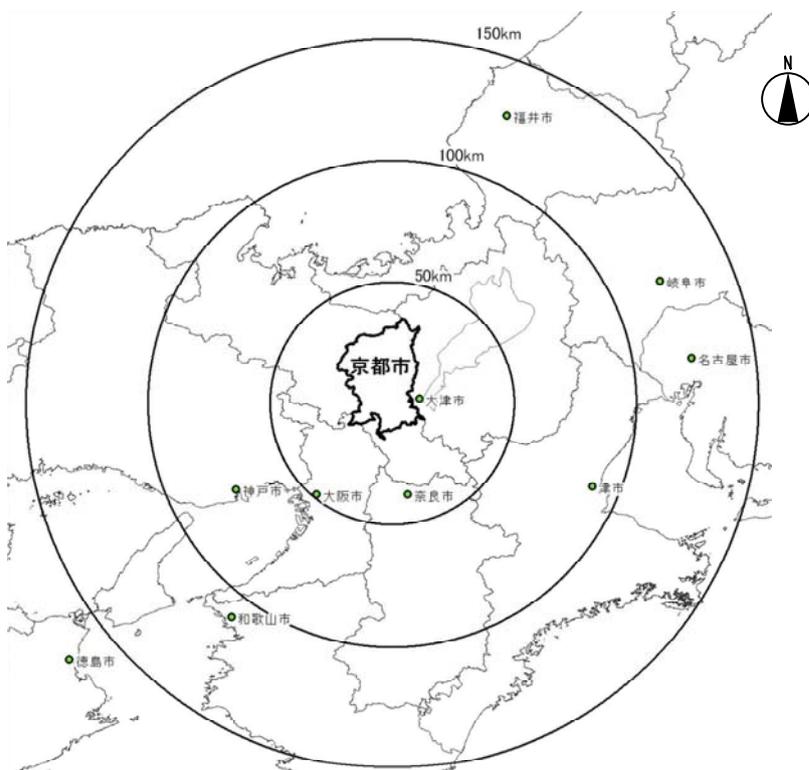
京都市は、京都府の南部に位置し、京都盆地の北半分、山科盆地及び丹波高原の東辺の一部からなる内陸都市です。

人口は約147万人を有する政令指定都市※¹で、東京特別区を含めて全国第7位、京都府の人口の約半分を占めています。

また、市制を施行した明治22（1889）年当時、上京区、下京区の2区で構成された市域面積は2,977haでしたが、順次周辺市町村を編入し、平成17（2005）年の京北町との合併により、東西方向は約29km、南北方向は約49kmに及び、市域面積は約82,790haとなっています。

現在、京都市は、京都市を中心として、京都府南部や滋賀県南西部に及び京都都市圏を形成するとともに、大阪市、神戸市と並ぶ近畿地方の大都市の一つとして、京阪神大都市圏※²を形成しています。

■ 京都市の位置



※1 政令指定都市：地方自治法第252条の19第1項の「指定都市の指定に関する政令」により指定されている大都市制度で、都道府県の事務の一部が移譲され、一般の都市とは異なる権能が認められる。指定された順番に、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市、千葉市、さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市、岡山市、相模原市の19市となっている。（2010年4月現在）

※2 京阪神大都市圏：総務省が定義する、大阪市・京都市・神戸市の3市を中心市とした都市圏のこと。

(2) 1200年を超える長い歴史を持つ歴史都市

京都市は平安建都以来、1200年を超える歴史を積み重ねてきた歴史都市です。

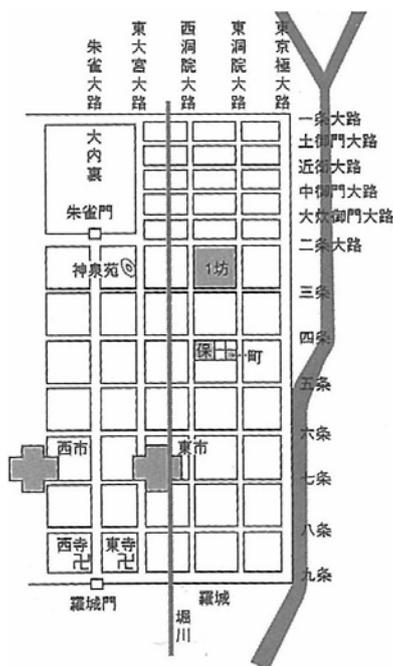
京都市の市内中心部は、平安京造営の際の碁盤目状の道路構成や、豊臣秀吉による短冊街区の形成を基礎として、江戸期には、産業発展の基盤となる高瀬川等の運河開削等が行われ、明治期には、琵琶湖疏水建設、水道整備、道路拡張、市電の建設等の大事業が実施されました。昭和初期からは、土地区画整理事業^{※1}による計画的な市街地の拡張など、本格的な近代都市計画の推進がなされてきました。このように、近代に至るまで、時代に応じた都市整備がなされ、それが今日でも重要な都市の基盤を成しています。

また、永い歲月の中で、市街地の周囲を取り囲む三方の山々（東山、北山、西山の総称、以下「三山」という）や鴨川、桂川に代表される山紫水明^{※2}と称される豊かな自然が育まれ、古くから自然環境と共生する生活が営まれています。

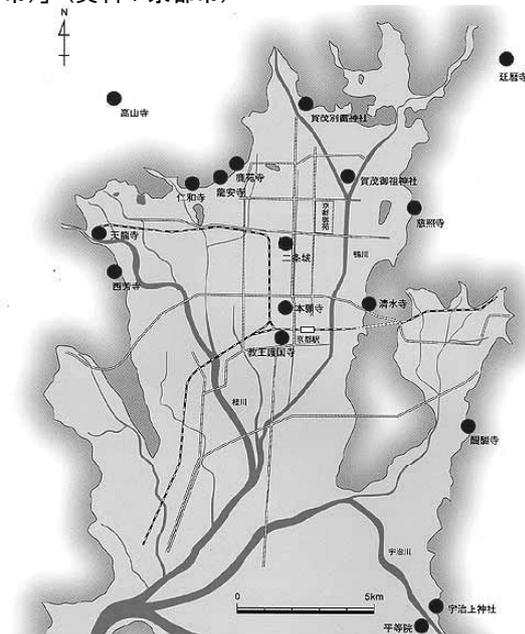
さらに、世界遺産^{※3}を含む数多くの国宝や重要文化財、神社仏閣、歴史的景観を形成する建築物や庭園、優れた景観、土木遺産、長い歴史に培われた文化、地域コミュニティ^{※4}、伝統産業、知的財産等の歴史・文化資源が今も存在しています。

これら有形無形の蓄積が京都の特性となっており、市民の生活を支えるとともに、日本のみならず世界から訪れる多くの人々を魅了しています。

■ 平安京の町割^{※5}（資料：京都市）



■ 世界遺産「古都京都の文化財（京都市・宇治市・大津市）」（資料：京都市）



- ※1 土地区画整理事業：道路・公園などの公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るために、その区画形質を整え、公共施設の新設・改良を行い、良好な宅地の供給などを行う事業のこと。
- ※2 山紫水明：山は日に映えて紫色に見え、川の水は澄んで清らかであること。山や川の景色が美しいこと。江戸時代の歴史学者、頼山陽が移り住んだ鴨川のほとりからの眺めを愛し、書齋に名づけた「山紫水明処」に由来する。
- ※3 世界遺産：1972年（昭和47年）のユネスコ総会で採択された世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づき、世界遺産リストに登録された遺跡や景観、自然など、人類が共有すべき普遍的な価値を持つもの。
- ※4 地域コミュニティ：地域住民が生活している場所で住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団のこと。行政、地域を越えた連携等を基盤としたその他のコミュニティと区別する。
- ※5 町割：町を設けるために土地を区画すること。町の区画。

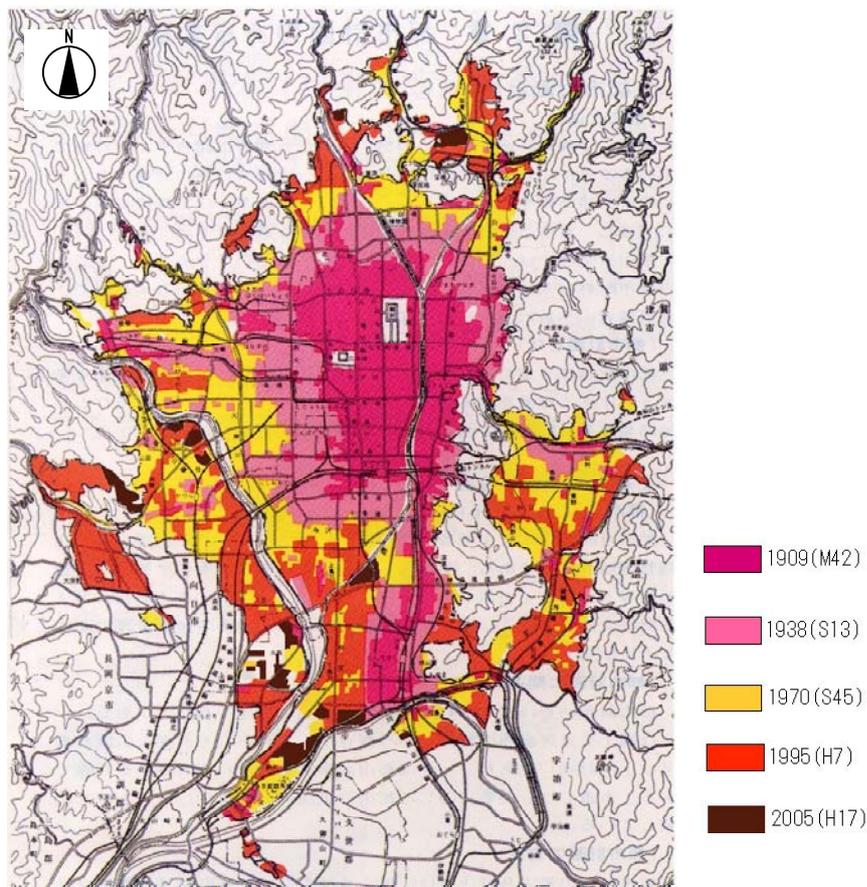
(3) 個性的な地域から構成されるまとまりのある市街地

京都市の市街地は、都心部や伏見の中心部など古くから市街地であったところを中心に拡大してきました。急激な人口増加のために、高度経済成長期にスプロール化※¹したところもありますが、三方を山々に囲まれるという地理的条件や、早くからの風致地区の指定などの取組により、市街地の拡大は限定されています。

また、京北地域をはじめとする山間部では、豊かな自然をいかした生活が古くから営まれ、「洛中」と「洛外」が歴史的・文化的・経済的に深いつながりを持ち、相互に発展してきました。

京都市には、豊かな自然や、長い歴史に培われた文化や地域コミュニティ※²、歴史的な町並み、産業などの京都特有の歴史・文化を背景として、ヒューマンスケール※³で個性的な地域が成り立っています。また、それらの地域が連たんし、ネットワークすることで、暮らしやすいまとまりのある市街地が、「保全・再生・創造」という大きな枠組みを基本として形成され、活力を生み出しています。

■ 市街地の変遷図（資料：京都市）



※1 スプロール市街地（スプロール化）：道路などの必要な都市基盤が不足している宅地が、都市周辺に無秩序に拡散する現象。そうした市街地をスプロール市街地と呼ぶ。

※2 地域コミュニティ：地域住民が生活している場所で住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団のこと。行政、地域を越えた連携等を基盤としたその他のコミュニティと区別する。

※3 ヒューマンスケール：人間的な尺度のことで、建築や外部空間等で人間が活動するのにふさわしい空間のスケールのこと

第2節

京都市の現状と動向

(1) 人口を取り巻く現状と動向

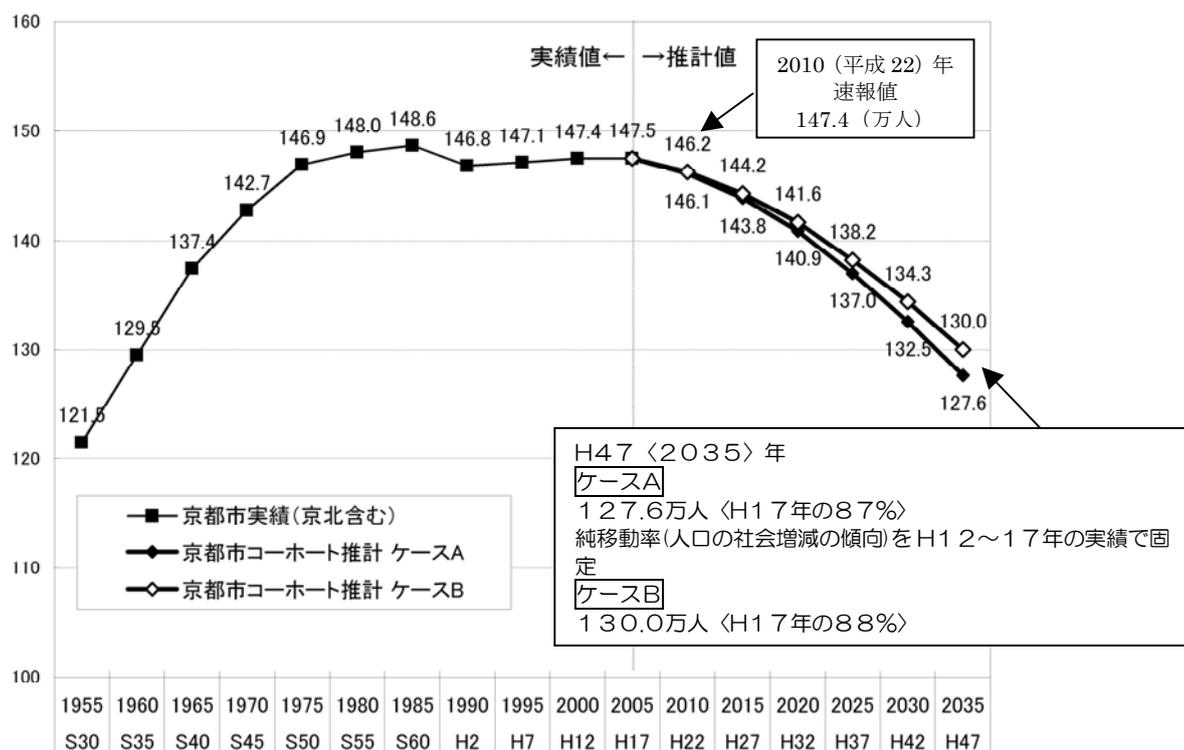
①人口減少・少子高齢化

今後、人口が減少し、高齢化が進展すると推計されている

今後、人口減少が進むと、京都市全体の活力低下や、地域コミュニティ^{※1}の維持が困難になること等が懸念されます。また、高齢化の進展に伴い、高齢単身世帯の急増や、災害時における災害弱者の増加、公共交通や生活利便サービスの脆弱な地域における生活が困難になること等が懸念されます。

人口は、経済成長や労働力の確保など、都市の発展と活力の維持に多大な影響があり、都市計画の分野としても人口減少をできる限り食い止める必要があります。

■ 京都市の人口の推移(実数及び推計) (資料:京都市(平成23年3月)コーホート推計^{※2}による京都市独自推計)
(万人)



※1 地域コミュニティ：地域住民が生活している場所で住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団のこと。行政、地域を越えた連携等を基盤としたその他のコミュニティと区別する。

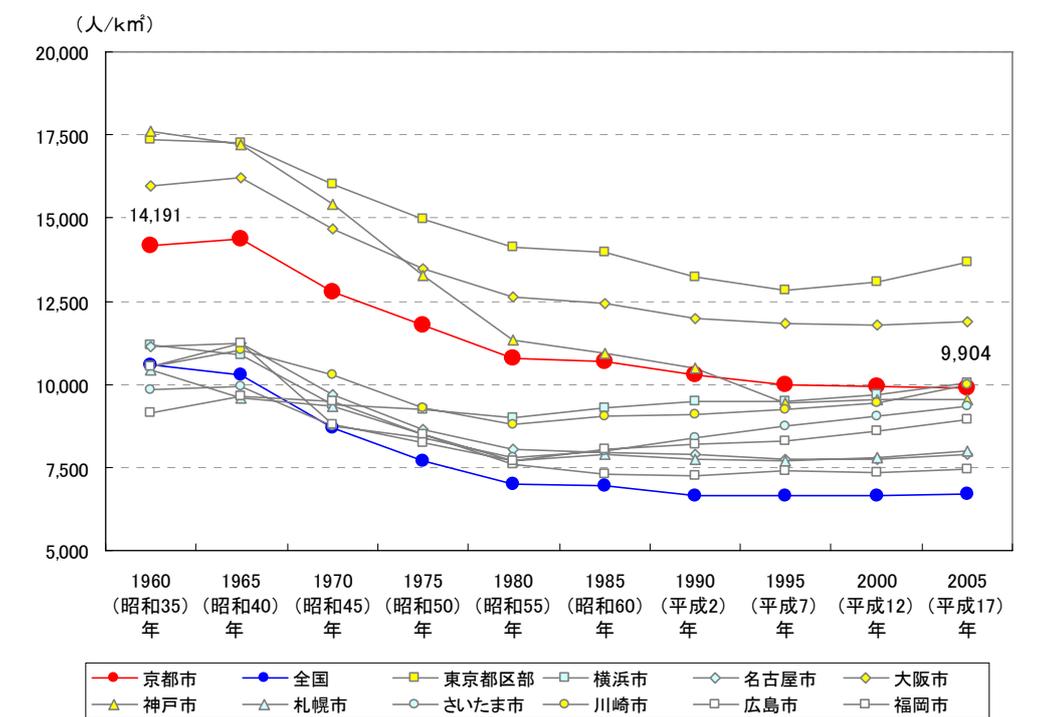
※2 コーホート推計：男女別・5歳階級別の人口のまとまり(コーホート)の経年的な増減の傾向を将来に延長して将来人口を推計する方法

②人口の動向と人の流れ

DID 地区*¹の人口密度が高く、駅から半径500m圏内に、全人口の約半数が居住している

京都市はDID地区*¹の人口密度が他都市と比べて高く、駅から半径500m圏内に、全人口の約半数が居住しています。駅へアクセスする公共交通の利便性をより高めるなど、駅周辺での暮らしやすい生活圏の形成が必要です。

■ 人口100万人以上の都市におけるDID地区人口密度の変化（資料：各年国勢調査）



■ 鉄道駅から500m圏内の人口（資料：各年国勢調査）

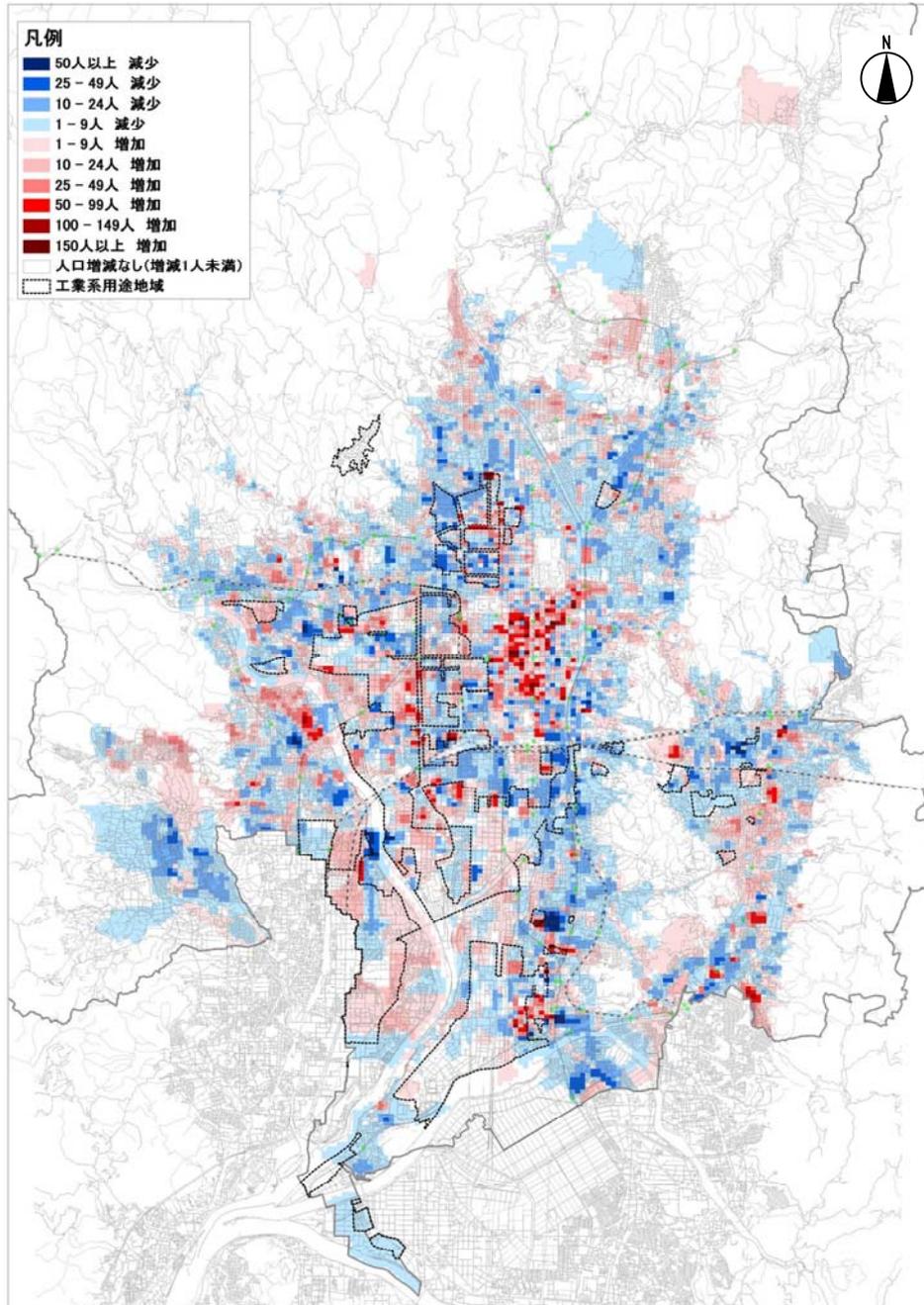
	平成12年	平成17年	人口増減
鉄道駅から500m圏内の人口	834,607人	840,169人	5,562人 (+0.7%)
京都市人口に占める割合	56.9%	57.0%	—
京都市全体	1,467,785人	1,474,811人	7,026人 (+0.5%)

※1 DID地区：国勢調査において設定される統計上の地区のこと。原則として市区町村の区域内で、人口密度が1kmあたり4,000人以上の基本単位区が互いに隣接して、人口5,000人以上となる地区のこと。

人口が急激に増加，減少しているところがある

市内で局所的におこる急激な人口増減は，地域コミュニティ※¹の変容や，居住環境の悪化といった問題を引き起こすことが懸念されます。誰もが快適に暮らし続けることができ，また，暮らしてみたくなる生活空間が必要です。

■ 100mメッシュでみた人口増減（資料：平成12（2000）年，平成17（2005）年国勢調査）

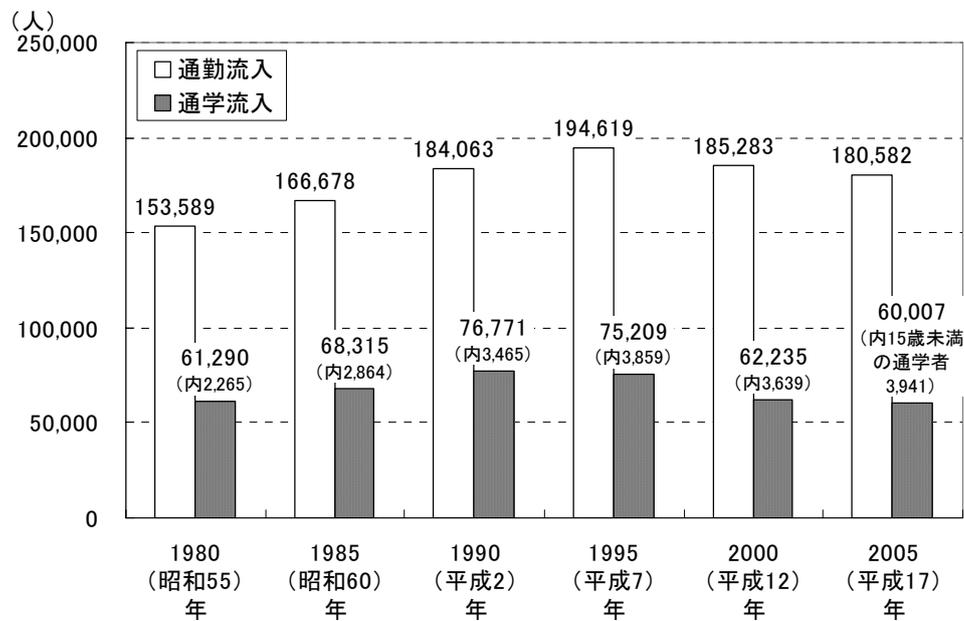


※1 地域コミュニティ：地域住民が生活している場所で住民相互の交流が行われている地域社会，あるいはそのような住民の集団のこと。行政，地域を越えた連携等を基盤としたその他のコミュニティと区別する。

近年、京都市への通勤者や通学者の流入が減少している

周辺市町村においても人口減少が進むと予測される中で、通勤者や通学者の京都市への流入の減少がさらに進むと、都市における活力低下が懸念されます。京都の強みをいかした都市の魅力向上による交流人口※¹のさらなる拡大が必要です。

■ 京都市の通勤・通学流入の推移（資料：各年国勢調査）



※ 旧京北町（平成17（2005）年4月合併）のデータについては、平成17年のデータより反映

※ () 内については、15歳未満の通学者の値

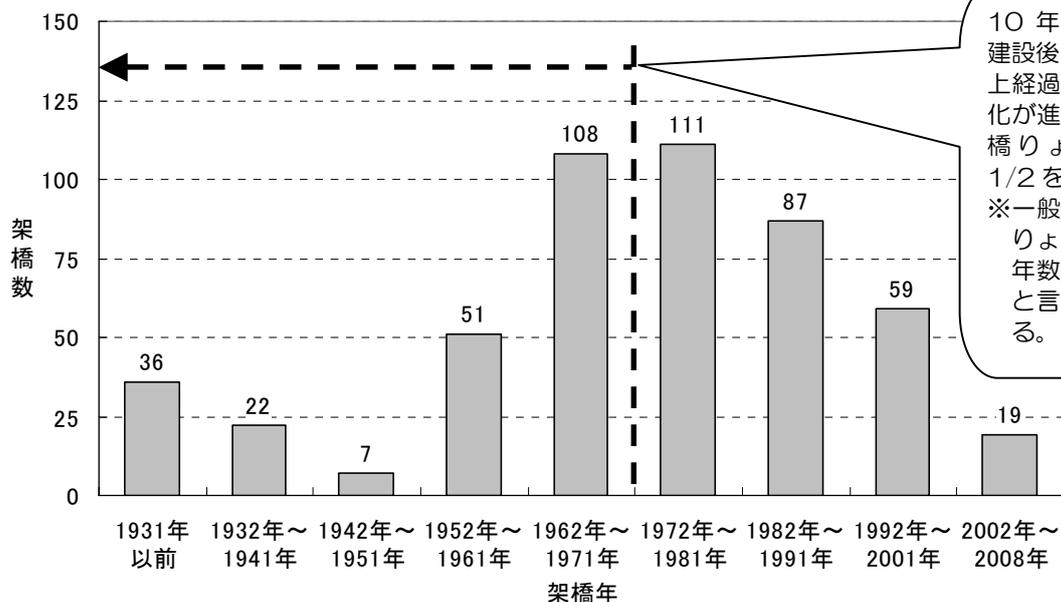
※1 交流人口：その地域を訪れる（交流する）人のこと。その地域を訪れる目的としては、通勤・通学、買い物、観光、レジャーなどがある。

③財政的制約

財政的な制約から、新たな都市施設^{※1}整備への投資が現在よりも困難になると予想される

京都市では、既存都市ストック^{※2}の老朽化に伴う維持・更新費の増大や、人口減少・少子高齢化、地下鉄の厳しい経営状況など、財政的な制約の高まりから、新たな都市施設整備への投資が現在よりも困難になると予想されます。各分野における対応が求められるなか、都市計画の分野としても、既存都市ストック^{※2}の有効活用や長寿命化、公共交通ネットワークを最大限に活用した土地利用の誘導等の対応が必要です。

■ 建設年次別橋りょう（橋長15m以上の車道橋及び人道橋）の状況（資料：京都市）



※老朽化した橋りょうの補修等の工事にかかる費用例
 ○小枝橋（羽東師墨染線）⇒約2.1億円
 内容：新規の架橋工事
 ○北大路橋 ⇒約5億5,000万円

※1 都市施設：道路等の交通施設、公園等の公共空地、上下水道等の供給処理施設、河川等の水路、学校等の教育文化施設、病院等の医療福祉施設、火葬場等、団地などの住宅施設、官公庁施設、流通業務団地など、都市計画法で定める都市計画決定により設置を決める施設のことをいう。（都市計画法第11条第1項第1号～第11号）

※2 既存都市ストック：一定期間内に流れた量をフロー（flow）といい、それに対して一時点において貯蔵されている量をストック（stock）という。ここでは、現時点において、これまでに整備してきた道路や橋などの都市施設全体のことを指している。

(2) 環境を取り巻く現状と動向

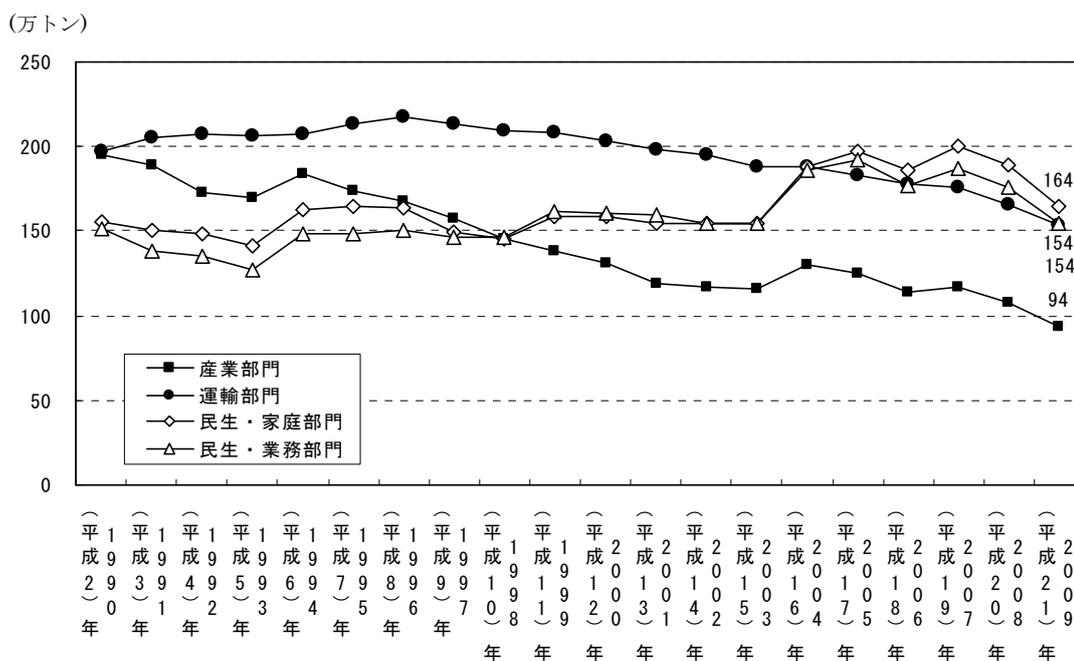
① 低炭素型の都市づくり

低炭素型の都市の形成が急務となっている

京都議定書^{※1}誕生の地である京都市は、京都市地球温暖化対策計画<2011~2020>の策定や、「木の文化を大切にするまち・京都」市民会議の開催など、低炭素社会^{※2}及び循環型社会^{※3}の構築に向け、取り組んでいます。

そのため、都市計画^{※4}としても、ひとやものの移動などに伴うCO₂の排出量の抑制に向け、「いいものを長持ちさせる」という考え方（ストックマネジメント^{※5}）に基づいた都市施設^{※6}のライフサイクルコスト^{※7}の低減や様々な都市機能^{※8}の集約、公共交通ネットワークを活用した自動車に過度に頼らない環境の形成、また、エネルギーの有効活用や、緑をいかす取組など、低炭素型の都市の形成に向けた取組を総合的に展開していく必要があります。

■ 京都市における二酸化炭素の部門別排出量（資料：京都市）



※1 京都議定書：（正式名称：気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書）1997年12月に、国立京都国際会館で開かれた第3回気候変動枠組条約締約国会議（地球温暖化防止京都会議、COP3）で採択された気候変動枠組条約に関する議定書。

※2 低炭素社会：地球温暖化の一つの原因となる二酸化炭素の排出を現状の都市構造や、産業構造、ライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用、二酸化炭素吸収源の確保などによって実現を目指す。

※3 循環型社会：製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷がができる限り低減される社会。（循環型社会形成推進基本法第2条）

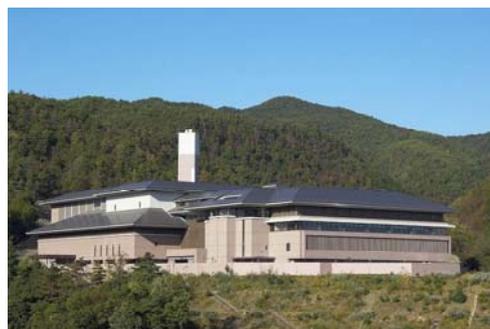
※4 都市計画：都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であり（都市計画法第4条）、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限の元に土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念としている（都市計画法第2条）。

- ※5 スtockマネジメント：既存の建築物や構造物の有効活用や長寿命化、損傷・劣化等を将来にわたり把握するといった予防管理など、ライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法。
- ※6 都市施設：道路等の交通施設、公園等の公共空地、上下水道等の供給処理施設、河川等の水路、学校等の教育文化施設、病院等の医療福祉施設、火葬場等、団地などの住宅施設、官公庁施設、流通業務団地など、都市計画法で定める都市計画決定により設置を決める施設のことをいう。（都市計画法第11条第1項第1号～第11号）
- ※7 ライフサイクルコスト：事業における設計、建設、維持管理、運営といった全事業期間の開始から終了までの経費を指す。
- ※8 都市機能：商業機能、産業機能、業務機能、文化交流機能等

ごみの再資源化・適正処理体制の確立や、エネルギーの有効活用を図っている

京都市では4つのクリーンセンターをはじめとするごみ処理施設等が稼働し、ごみの適正な処理や処分を図るとともに、ごみ発電や再資源化等、エネルギーや資源の有効活用を図っています。

低炭素型の都市の実現に向けて、今後も、エネルギーや資源の更なる有効活用を図ることが必要です。また、施設の長寿命化や高度化、適切な維持管理、施設の集約などを展開していくことで、ごみ処理コストの大幅な削減や既存施設等の有効活用を図ることも必要です。



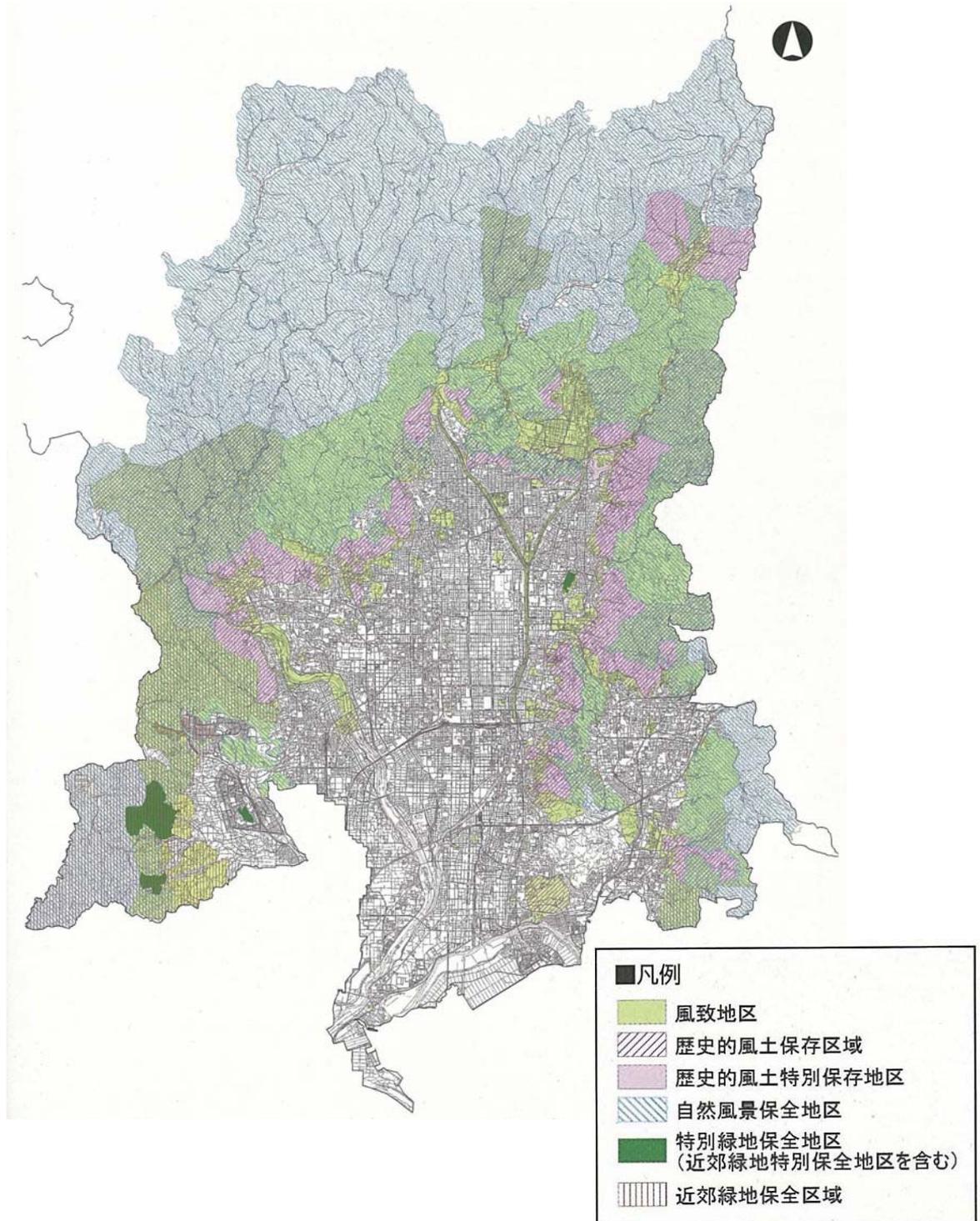
■ 北部クリーンセンター

②自然環境

三方を山々に取り囲まれ、都市と豊かな自然が共生する特徴的な都市構造を有している

三山の緑や河川の水辺環境は、古くから山紫水明^{※1}の京都の礎となっているほか、生物多様性を支える源となっています。今後とも、この特徴的な都市構造を維持していくことが必要です。

■ 自然・歴史的景観の保全に関する指定概要図（資料：京都の景観）

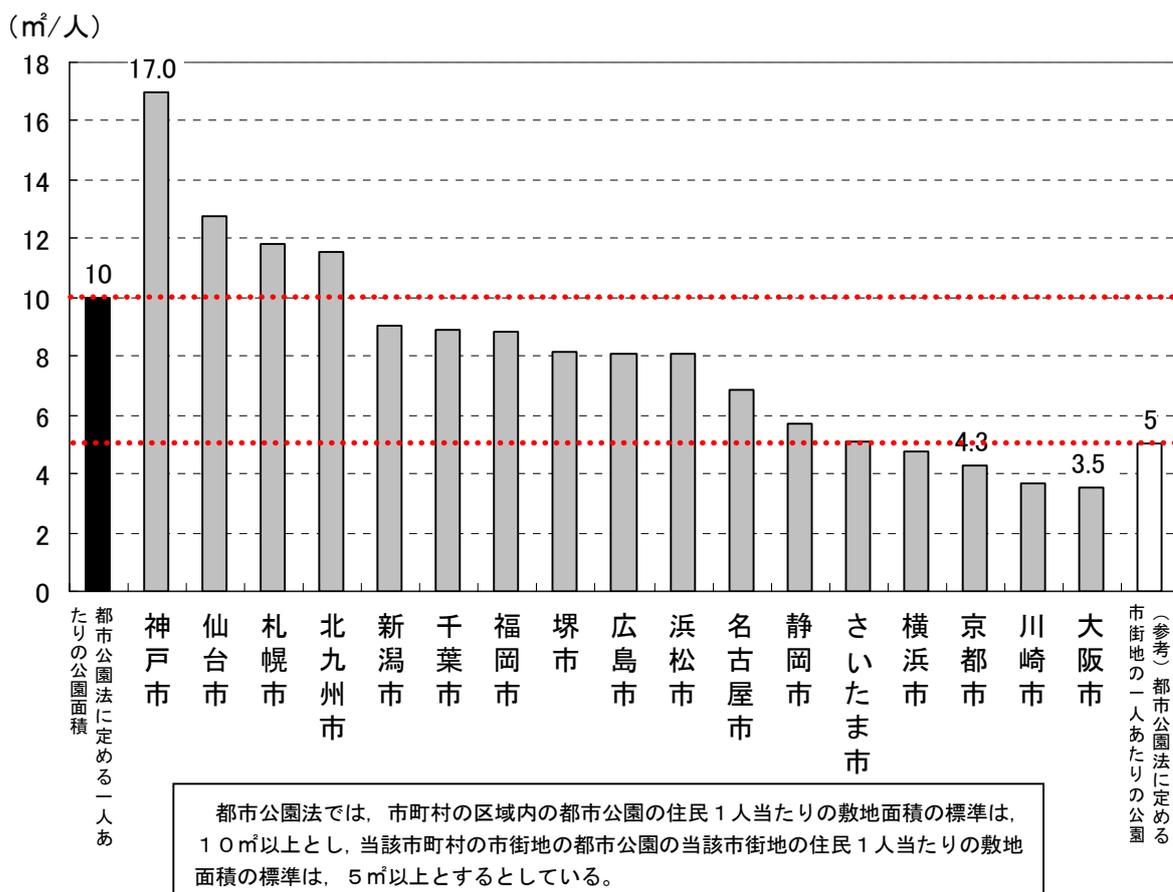


※1 山紫水明：山は日に映えて紫色に見え、川の水は澄んで清らかであること。山や川の景色が美しいこと。江戸時代の歴史学者・頼山陽が、移り住んだ鴨川のほとりからの眺めを愛し、書齋に名づけた「山紫水明処」に由来する。

京都の一人当たり公園面積は、他の政令指定都市※¹と比べて少ない

京都市には、市街地周囲の三山の緑や、市街地内での神社仏閣等の境内の緑は多くありますが、一人当たりの公園面積は都市公園法に基づく基準を大きく下回っています。公園としての基本的な機能である、環境保全・レクリエーション・防災の3つを強化するため、今後は、既存の公園整備に加え、借地型公園など、京都の特性に応じた方策を見出していくことが必要です。

■ 政令指定都市の一人当たり公園面積（資料：大都市比較統計年表 平成21（2009）年度）



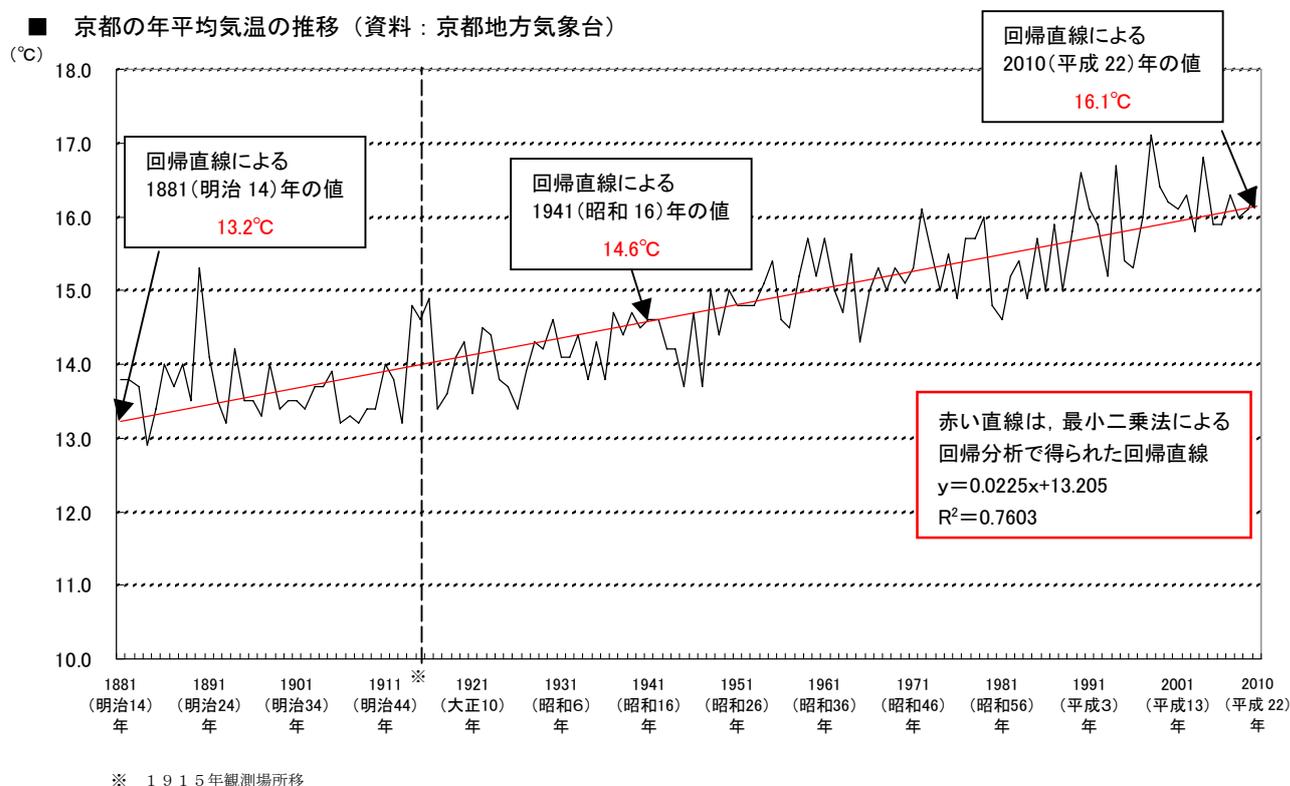
※1 政令指定都市：地方自治法第252条の19第1項の「指定都市の指定に関する政令」により指定されている大都市制度で、都道府県の事務の一部が移譲され、一般の都市とは異なる権能が認められる。指定された順番に、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市、千葉市、さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市、岡山市、相模原市の19市となっている。（2010年4月現在）

地球温暖化やヒートアイランド現象^{※1}の影響が見られる

平成16(2004)年3月に「ヒートアイランド対策大綱」が国で策定されるなど、21世紀に入り、ヒートアイランド現象^{※1}が都市に特有の環境問題として一層注目を集めています。京都市においても、近年、地球温暖化やヒートアイランド現象^{※1}の影響が見られます。

平成23(2011)年3月現在、京都市には、街路樹として、約48,600本の高木と約865,000本の低木があり、植栽の延長では歩道約450km、中央分離帯が約75kmあります。

今後、地球温暖化などに対応するため、市街地内を流れる河川や、市街地内やその近辺における街路樹などの緑、神社仏閣等の所有する緑の保全を図るなど、自然と共生する都市づくりをさらに進める必要があります。



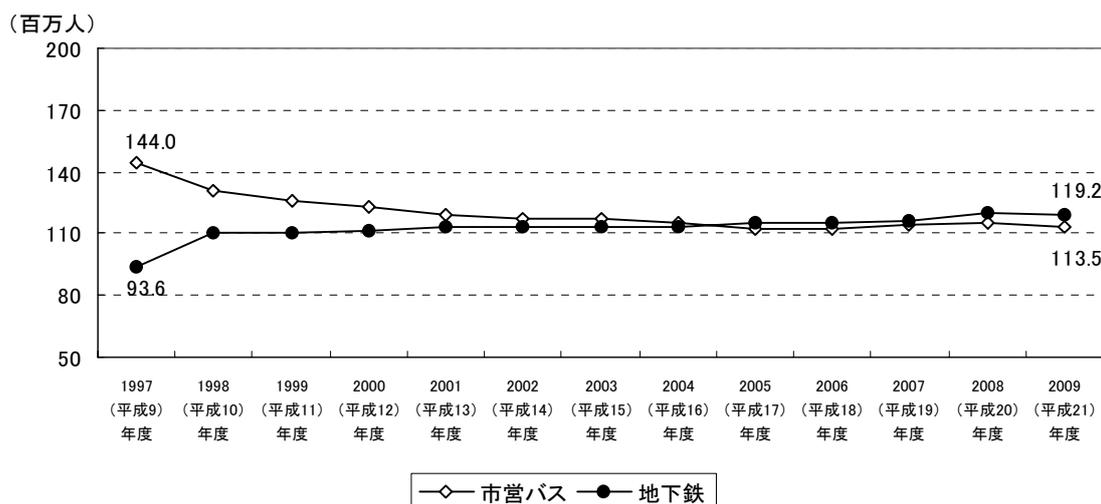
※1 ヒートアイランド現象：都市部では、エネルギーが大量消費されており、また地面の大部分はアスファルトやコンクリート等の透水性、透湿性の低い物質に覆われている。このため、日中は水分蒸発による温度低下がなく、蓄えた熱を夜間に放出するため、夜間温度が下がらず、都市部では郊外と比べて気温が高くなり、「島」のような等温線を描くことから呼ばれる現象。

③交通

公共交通の交通分担率が低く、市営バスや地下鉄利用者は横ばいで推移している

京都市では、公共交通の交通分担率が低く、市バスや地下鉄利用者は横ばいで推移しています。自動車から公共交通への利用転換など、環境負荷の少ない都市を目指すために、公共交通の利用拡大に向けた取組を展開することが必要です。

■ 市営バス、地下鉄の利用状況（資料：各年京都市統計書）



京都市は、公共交通が発達しているが、地域の状況により利便性が異なり、公共交通の利用が難しい地域も存在する

鉄道駅やバス停までの距離だけでなく、標高差や道路状況、運行台数が少ないなど、地域の状況により利便性が異なるため、生活を維持するための方策の検討が必要です。

都心部や観光地への自動車流入による道路混雑が発生している

都心部や観光地への過度な自動車流入による道路混雑が、生活環境の悪化や経済損失を引き起こしています。生活環境と調和した適切な自動車の利用や道路の利用、公共交通等への利用転換などについての取組を進めていくことが必要です。



■ 東大路通の混雑の様子

(資料：第1回「歩くまち・京都」総合交通戦略策定審議会資料)

都心部の駐車容量は、ピーク時間の駐車需要に対して充足している

京都市での都心部における駐車容量は一定数充足しており、新たな駐車施設の設置は自動車交通を流入させる一因ともなっています。都心部における自動車需要を抑制するための総合的な対策の検討が必要です。

■ 平日、休日のピーク時^{※1}の駐車需要に対する駐車容量

(資料：京都市駐車場整備地区^{※2}における駐車場整備計画)

	駐車場駐車台数(A)	路上駐車台数(B)	総駐車台数(A+B)	駐車場空き台数
平日	11,714	1,051	12,765	14,081
休日	12,533	727	13,260	13,262

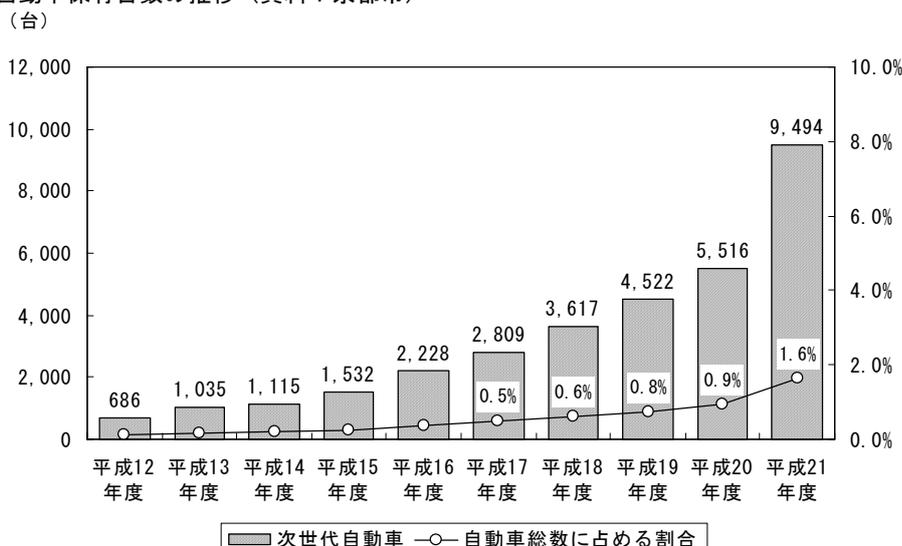
電気自動車等、次世代自動車^{※3}の普及がまだ進んでいない

近年、ガソリン車の燃費向上とともにハイブリッド自動車や電気自動車、プラグインハイブリッド自動車などの環境により配慮した次世代自動車の普及が目覚ましくなっています。

特に、電気自動車は、走行時の大気汚染物質及びCO₂排出量がゼロになるという利点がありますが、高価であることや、走行に必要な電池容量が限られており、ガソリン車などに比べると現段階では走行距離に限界がある等の課題があり、普及がまだ進んでいない状況です。

しかし、市内走行には大きな支障はないことから、今後、移動距離や荷物の積載可能量等を考慮した、利用地域に応じた導入促進を図るとともに、市民や事業者が電気自動車・プラグインハイブリッド自動車を利用する際に、安心感を持てるような、充電設備の設置網を広げ、より一層の普及に向けて取り組むことが必要です。

■ 次世代自動車保有台数の推移 (資料：京都市)



※1 ピーク時：平日は12時から15時まで、休日は15時から18時まで

※2 駐車場整備地区：駐車場法に基づき、商業地域、近隣商業地域等、またはその周辺地域内において自動車交通が著しくふくそつする地区で道路の効用を保持し円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域として都市計画決定した地区。また、京都市においては、まちの魅力を高め、歩行者と公共交通に配慮した円滑な道路交通を確保するためにも、駐車施設の適正な整備や配置を推進すべき地区。

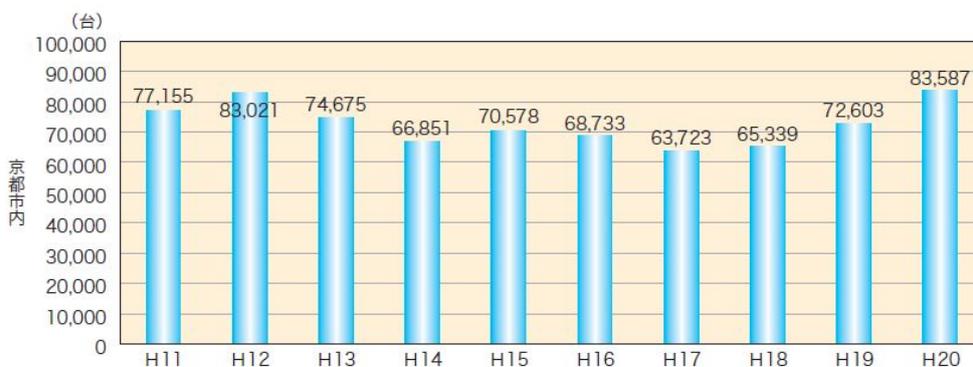
※3 次世代自動車：ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車等をいう。

市中心部での自動二輪車の路上駐車や駅や商業施設周辺の放置自転車が多く見られる

自動二輪車は、都市の交通の一端を担う交通手段です。しかし、自動二輪車の駐車容量は十分とはいえず、市中心部では、路上駐車による歩行者の安全・快適性の低下といった問題があるため、自動二輪車駐車場の確保に向けた検討が必要です。

また、自転車に関しては、自転車等駐車場の整備を積極的に進めており、平成11年度から平成20年度までで、自転車等駐車場の収容台数は約1.5倍に増加しています。しかし、駅や商業施設の周辺など自転車の駐輪需要が多い地域では、依然として問題の解消に至っておらず、そのため放置自転車の撤去台数が、平成18(2006)年以降再び増加傾向にあります。放置自転車対策や民間活力も活用した自転車等駐車場の整備等により、自転車の利用環境を改善し、自転車の適正な利用を進めることが必要です。

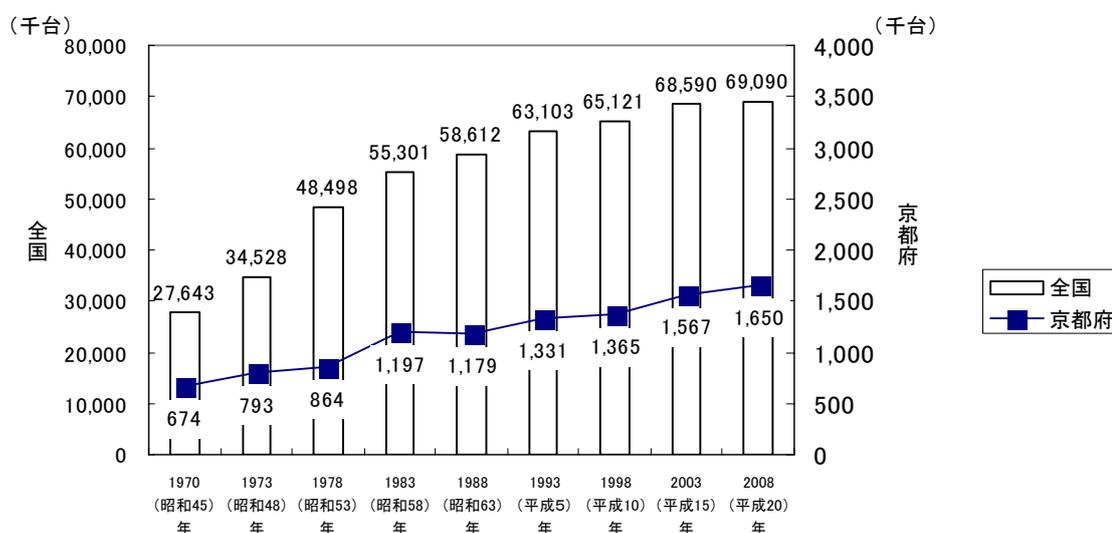
■ 自転車撤去台数の推移 (資料：改定京都市自転車総合計画)



自転車利用者の増加が想定される

近年の環境意識や健康志向の高まり等から、ますます自転車利用者の増加が想定されます。京都市においても、安全な走行環境や駐輪環境の充実など、自転車利用についての総合的な対策の検討が必要です。

■ 自転車保有台数の推移 (資料：改定京都市自転車総合計画)

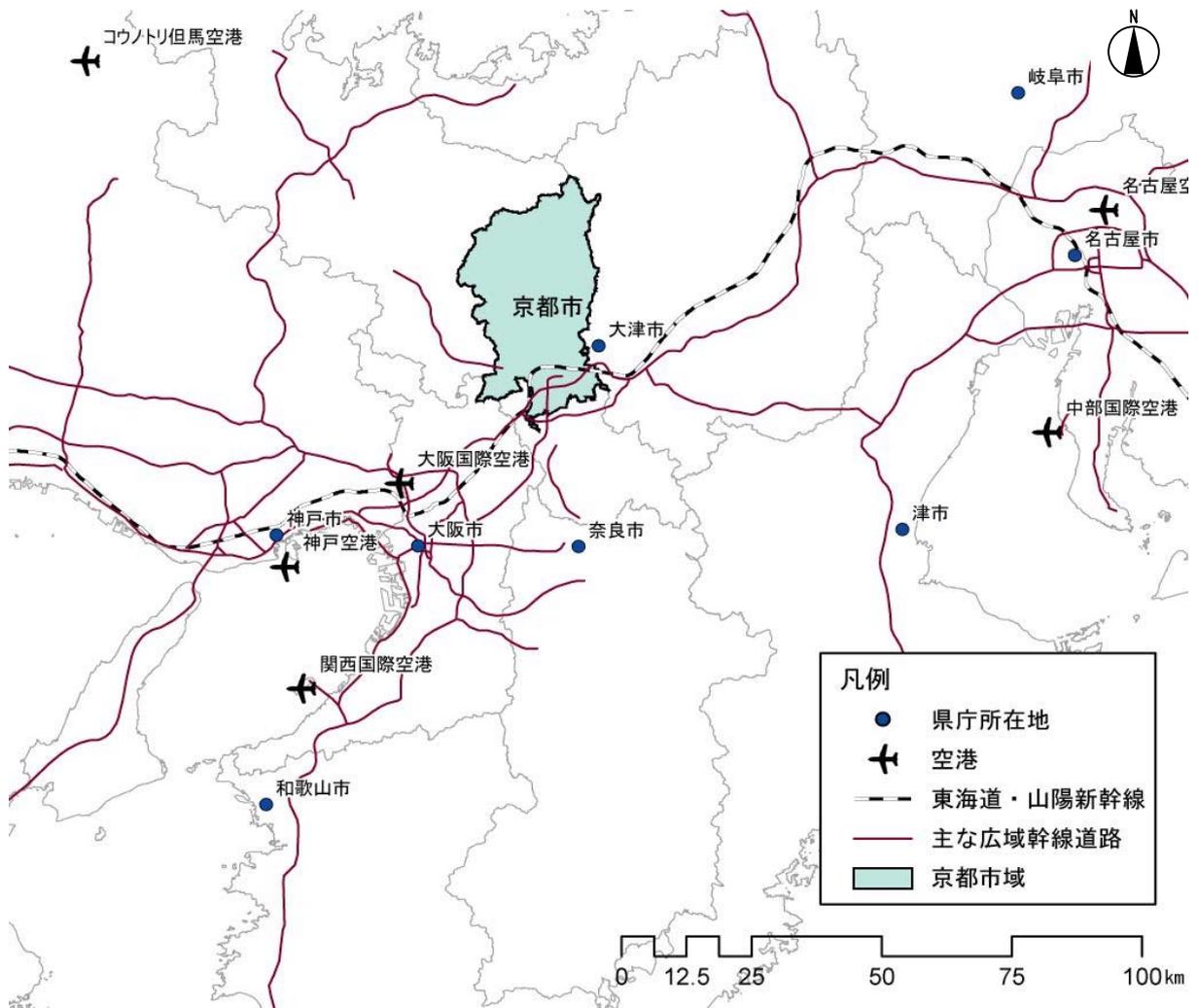


京都市と他都市間は、陸路でネットワークされている

京都市は、海路や空路がなく、他都市間とのネットワークは陸路に限られています。そのため、ものづくりや物流、交流を支える幹線道路網や鉄道網の充実が必要です。

また、陸路だけでなく、ヘリコプター等の多様な手段による、京都へのアクセス向上についても検討が必要です。

■京都市周辺における新幹線や、主な広域幹線道路の状況



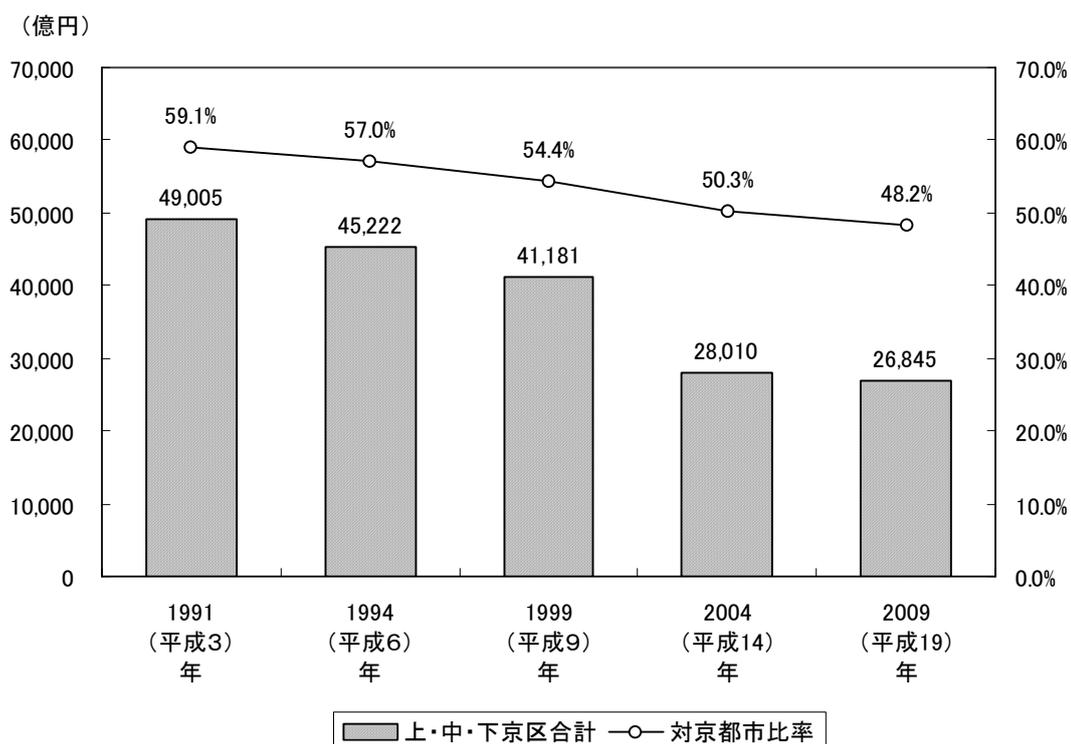
(3) 経済を取り巻く現状と動向

① 商業

都心部のにぎわいの低下が懸念されている

京都市では、近年、都心部の一部で、大型商業施設が撤退する等、にぎわいの低下が懸念されています。京都経済の中心ともなる都心部を底上げし、時代に応じたにぎわい機能の充実を図るなど、付加価値を高めるための環境づくりが必要です。

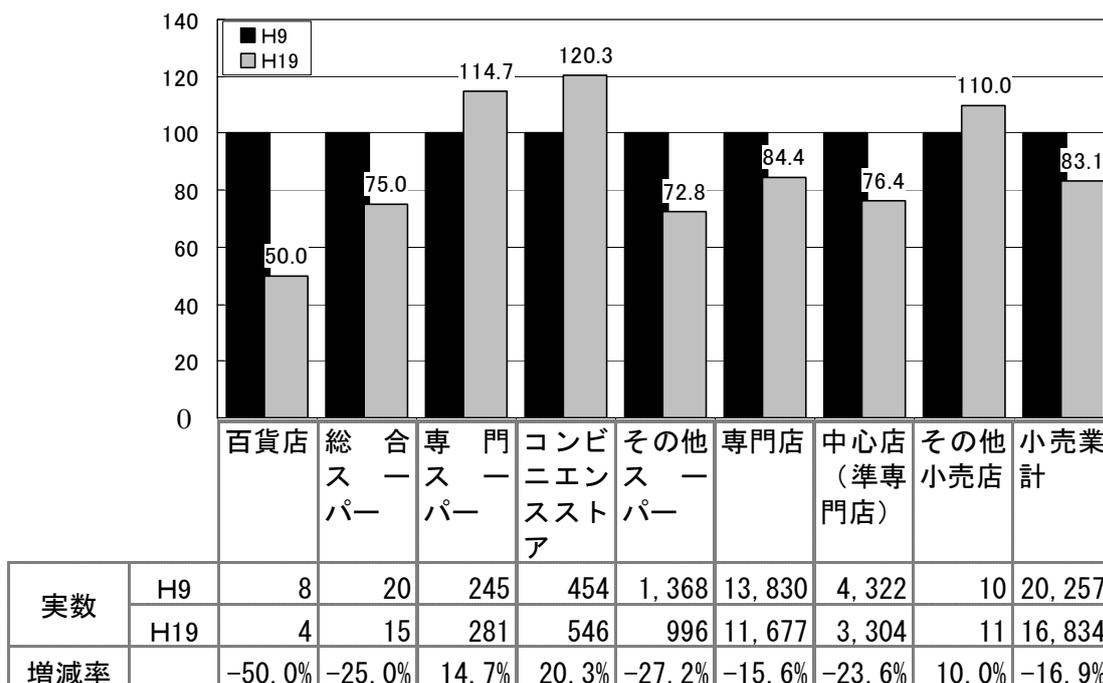
■ 上・中・下京区の年間商業販売額と対京都市比率の推移（資料：各年商業販売統計）



小売業事業所数が減少している

京都市では、スーパーや専門店等をはじめとする小売業事業所数が減少しています。高齢者の生活が困難になること等が懸念されるため、身近な地域において生活できる居住環境の維持が必要です。

■ 業態別小売業事業所数の推移（平成9年、平成19年）（資料：各年商業統計）



※平成9年を100%とし、平成19年時での増減を示している。

※各業態については、以下のとおり。

百貨店	売場面積6,000㎡以上、セルフサービス方式が売場面積の50%未満
総合スーパー	売場面積6,000㎡以上、セルフサービス方式が売場面積の50%以上
専門スーパー	売場面積250㎡以上、セルフサービス方式が売場面積の50%以上、衣食住のいずれかが70%以上
コンビニエンスストア	売場面積30～250㎡、食料品を扱っていること
専門店	取扱商品が、衣食住のいずれかが90%以上
中心店（準専門店）	取扱商品が、衣食住のいずれかが50%以上

②産業

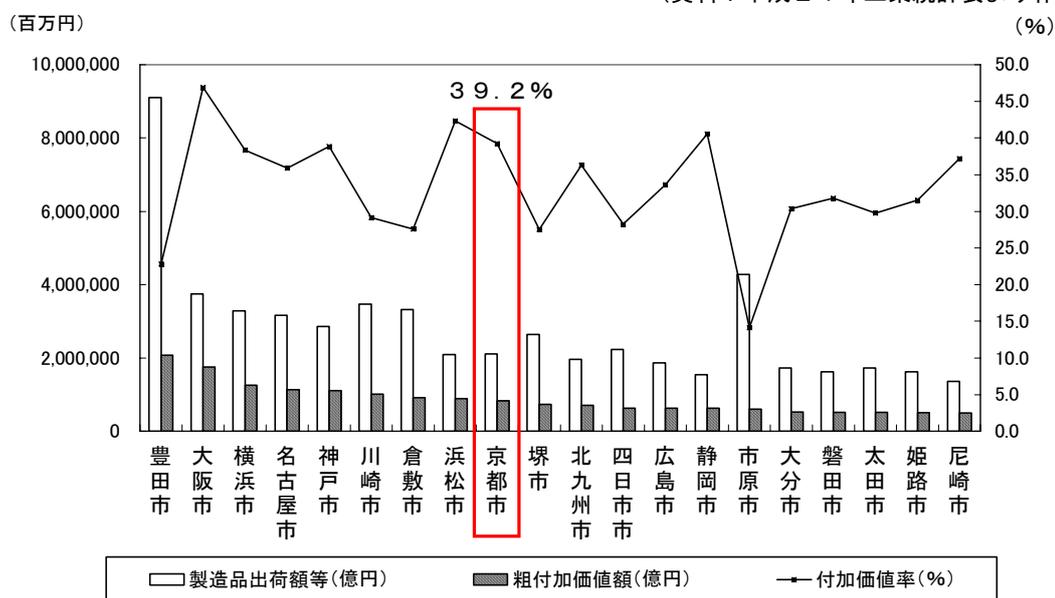
伝統産業から先端技術産業，中小企業から世界的な大企業が集積している

京都市は，伝統産業から先端技術産業まで，また，中小企業から世界的な大企業まで，多様な産業・業務機能等が集積している全国有数のものづくり都市です。しかし，製造業の事業所数減少に伴い，従業者数も減少してきており，雇用の場が縮小することで，都市の活力が低下する懸念があります。また，工場跡地の宅地化に伴い，既存工場の操業環境と居住環境双方への影響も懸念されます。

都市の活力を維持するために，これら既存の産業流出の防止や，新たな企業誘致などが必要です。

■ 付加価値額上位20市の付加価値額（粗付加価値額）^{※1}・出荷額・付加価値率（平成21（2009）年）

（資料：平成21年工業統計表より作成）



※1 付加価値額（粗付加価値額）：事業所の生産活動において，新たに付け加えられた価値のこと。工業統計調査における付加価値額の算式は、以下の通り。

《従業員30人以上の事業所》

付加価値額＝生産額－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等－減価償却額

《従業員29人以下の事業所》

粗付加価値額＝製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等

■ 京都市の伝統産業一覧（平成22年3月現在73品目）（資料：京都市の経済2010年版）

西陣織	京友禅	京小紋	京鹿の子絞	京黒紋付染
京繻	京くみひも	京房ひも・擦ひも	京袋物	京真田紐
京足袋	京焼・清水焼	京瓦	京漆器	京指物
額看板	北山丸太	京つげぐし	竹工芸品	京弓
矢	京葛籠	金属工芸品	京刃物	京象嵌
きせる	金網細工	茶筒	京仏壇	京仏具
京石工芸品	京人形	京陶人形	かるた	嵯峨面
伏見人形	京こま	京扇子	京うちわ	提燈
京和傘	京丸うちわ	神祇装束調度品	数珠	薫香
能面	和蠟燭	尺八	三味線	結納飾・水引工芸
京表具	京版画	京すだれ	色紙短冊和本帖	唐紙
花かんざし	菓子木型	邦楽器絃	調べ緒	截金
かつら	京たたみ	京印章<印刻>	京銘竹	造園
伝統建築	念珠玉	帆布製力パン	工芸菓子	清酒
京菓子	京漬物	京料理		

③ 農林業

農地と森林が、市域面積の約8割を占めている

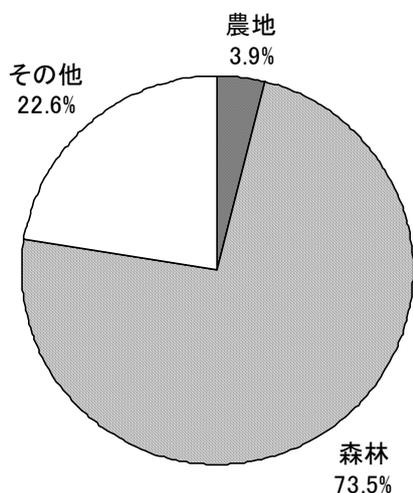
京都市は、市域面積の約8割が農地と森林であり、京野菜や北山丸太などブランド力のある農林産物を産出しています。農林業等を介した自然環境の維持を図ることが必要です。



■ 北山杉

■ 市域面積に占める農地面積、森林面積（国有林含む）の割合

（資料：平成22年版京都市統計書より作成）



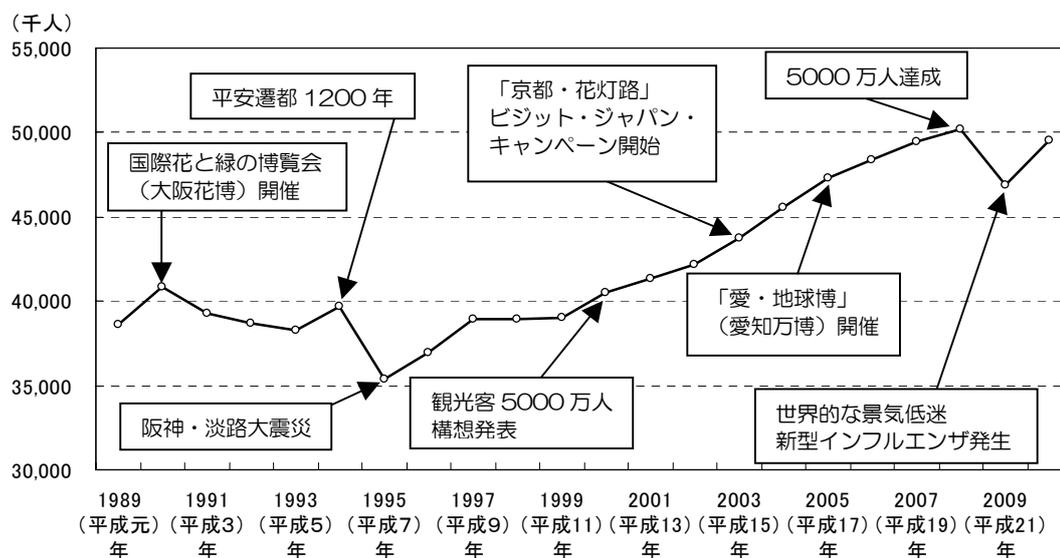
平成22年版京都市統計書の「市域 面積の変遷」(平成17年4月)
 「経営耕地面積」(平成21年11月1日)
 「国有民有別山林面積」(平成21年度末) により作成

④観光

年間約5,000万人が訪れる「観光都市」である

京都市は、年間約5,000万人の観光客が訪れる国際的な観光都市です。今後さらに京都の魅力を高めていくために、「量の確保」と併せて「質の向上」を図ることが必要です。

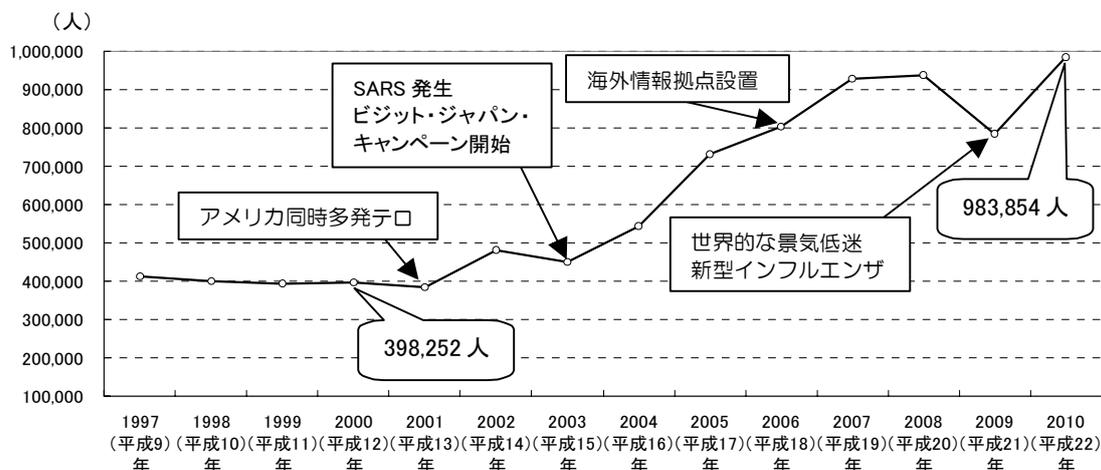
■ 入洛観光客数の推移（資料：平成22（2010）年京都市観光調査年報）



「国際文化観光都市※1」として、多くの来訪者を迎え入れている

京都市は、国際文化観光都市※1に指定されており、多様な国際交流が進められています。日本全体として国際交流を進めることが必要とされる中で、歴史、文化、学術など、多様な国際交流を進める京都が、今後も、国全体の国際交流をけん引する役割を發揮することが必要です。

■ 京都市における宿泊外国人客数の推移（資料：平成22（2010）年京都市観光調査年報）

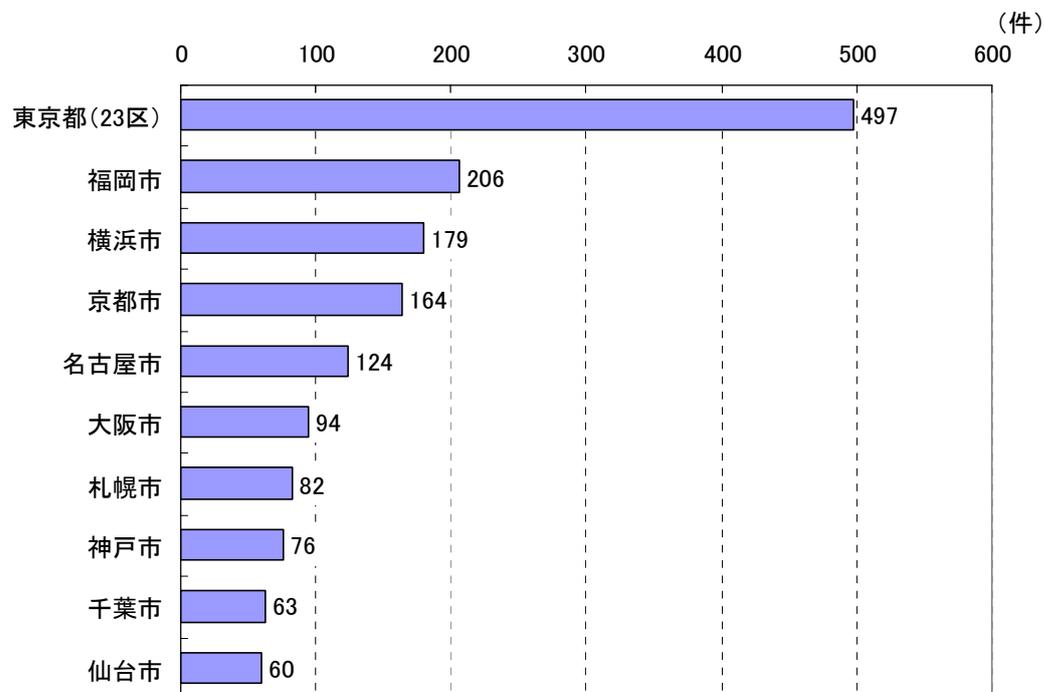


※1 国際文化観光都市：国際的な観光・温泉等の文化・親善を促進する地域として指定された都市。京都市は、昭和25（1950）年に制定された京都国際文化観光都市建設法によって指定されている。

多くの国際的コンベンション等が開催されている

京都市は、国際的に重要なコンベンション等が多く開催されています。今後は、国際コンベンションの誘致のみでなくMICE※1戦略を積極的に進めていく必要があります。

■ 都市別国際会議の開催件数（資料：平成21（2009）年国際会議統計）



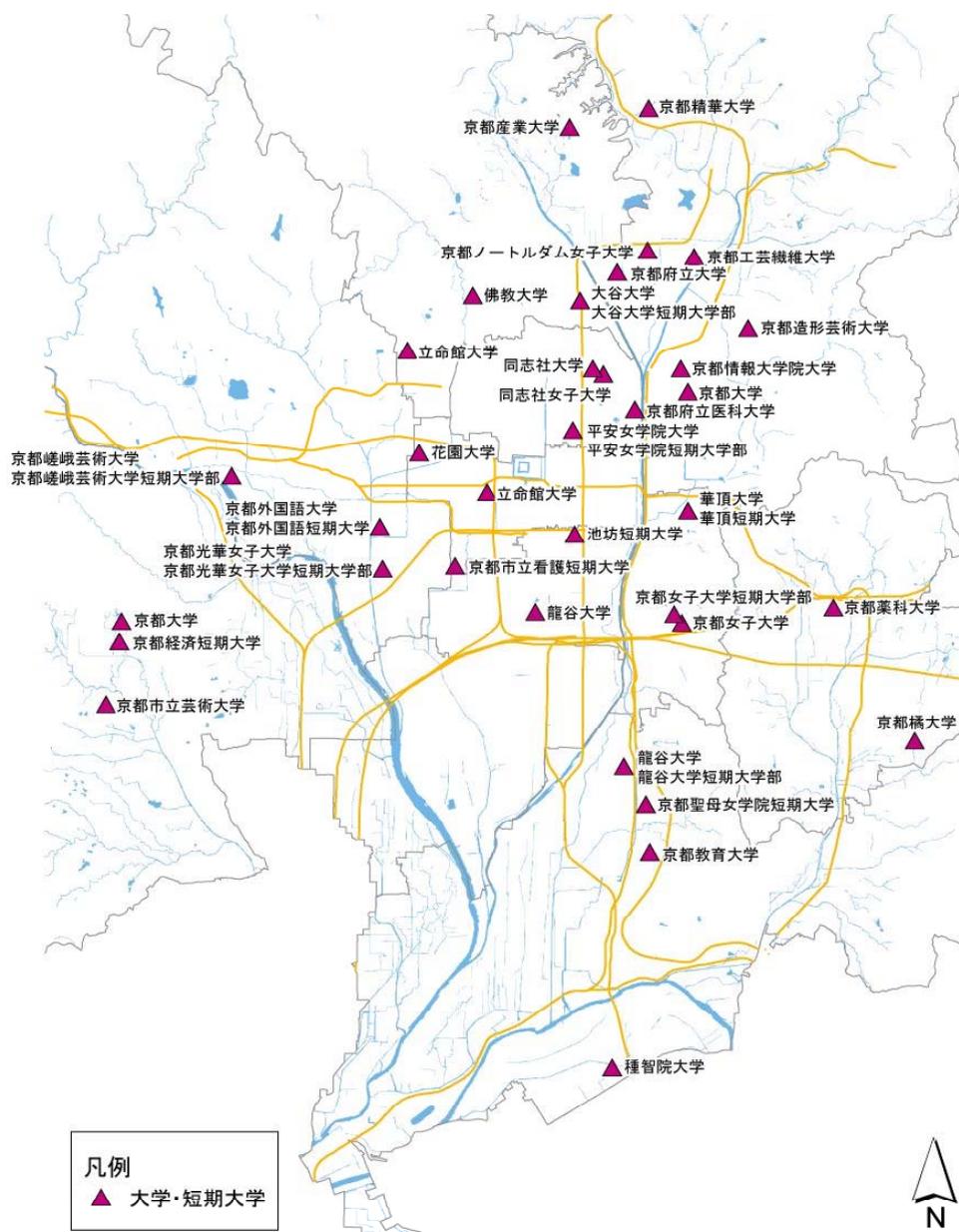
※1 MICE：ミーティング（企業のミーティング等），インセンティブ（企業が従業員の表彰や研修などの目的で実施する旅行），コンベンション（国際団体，学会，協会が主催する総会，学術会議等），イベント/エキジビション（文化・スポーツイベント，展示会・見本市）の総称。

⑤大学

多数の大学等が立地している大学のまちである

京都市は、国公立を合わせて38もの大学・短期大学（2011（平成23）年4月現在で、本部が市内所在地のもの）が立地しており、約13.9万人（平成19（2007）年時点）の学生を擁する「大学のまち」です。知的機能の集積に伴い、産学公の連携による新たな産業創出や、国際会議の開催等が新たな産業創出や、MICE※1戦略に繋がるなど、京都の活力やにぎわいの元となっています。今後とも、このような「大学のまち・京都」の特性を維持していくことが必要です。

■ 大学位置図（2011（平成23）年4月現在）

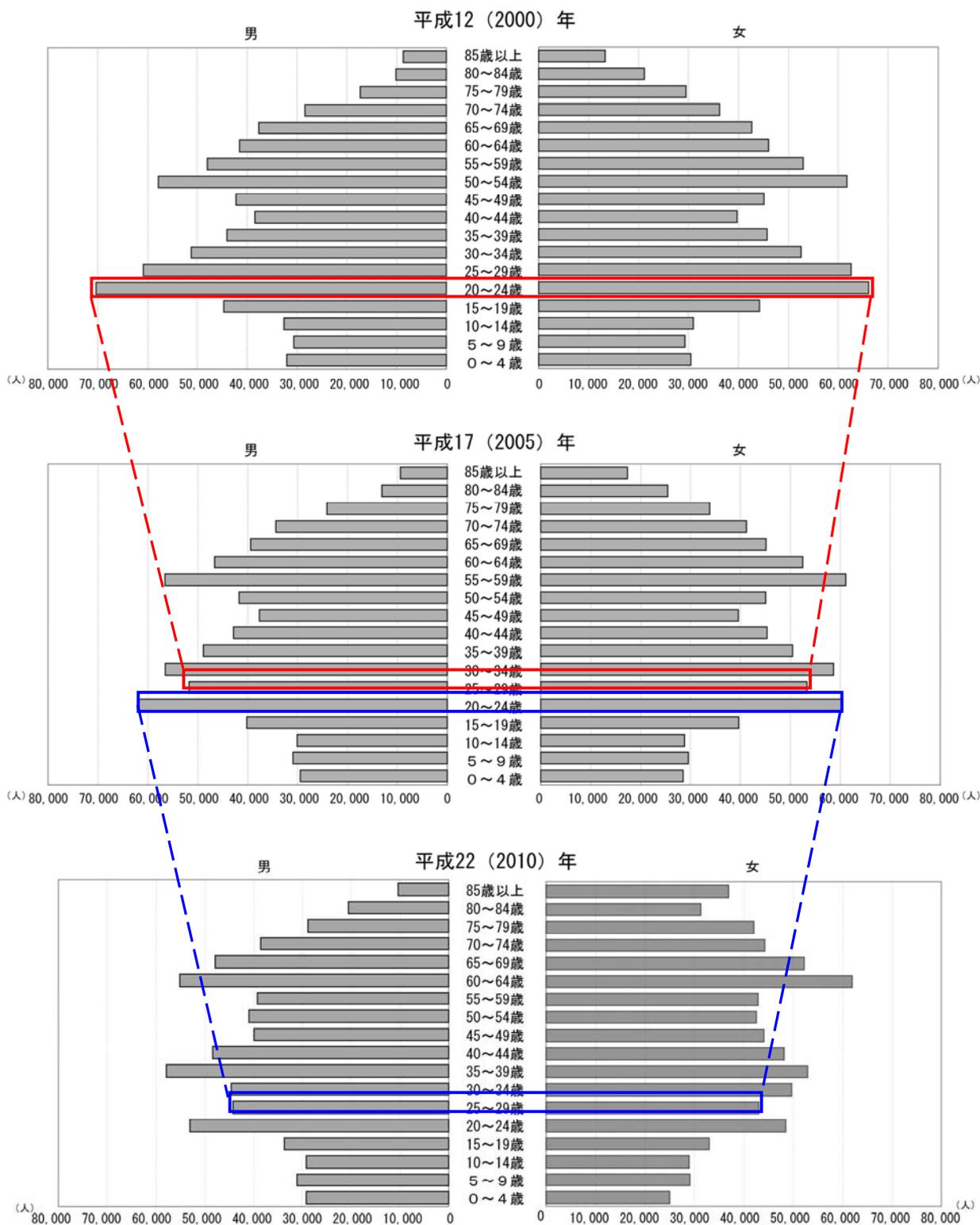


※1 MICE：ミーティング（企業のミーティング等），インセンティブ（企業が従業員の表彰や研修などの目的で実施する旅行），コンベンション（国際団体，学会，協会が主催する総会，学術会議等），イベント／エキジビション（文化・スポーツイベント，展示会・見本市）の総称。

大学の卒業後、多くの学生が転出している

多くの学生は、大学卒業後、市外に転出していきます。「大学のまち・京都」の特性をいかした活力のある都市づくりを進めるうえでは、京都で学んだ学生が、卒業後も京都に定住することができるよう、雇用の創出を図るなどの取組を進める必要があります。

■ 京都市における人口ピラミッド（資料：各年国勢調査）



※平成22年の値は、速報値によるもの

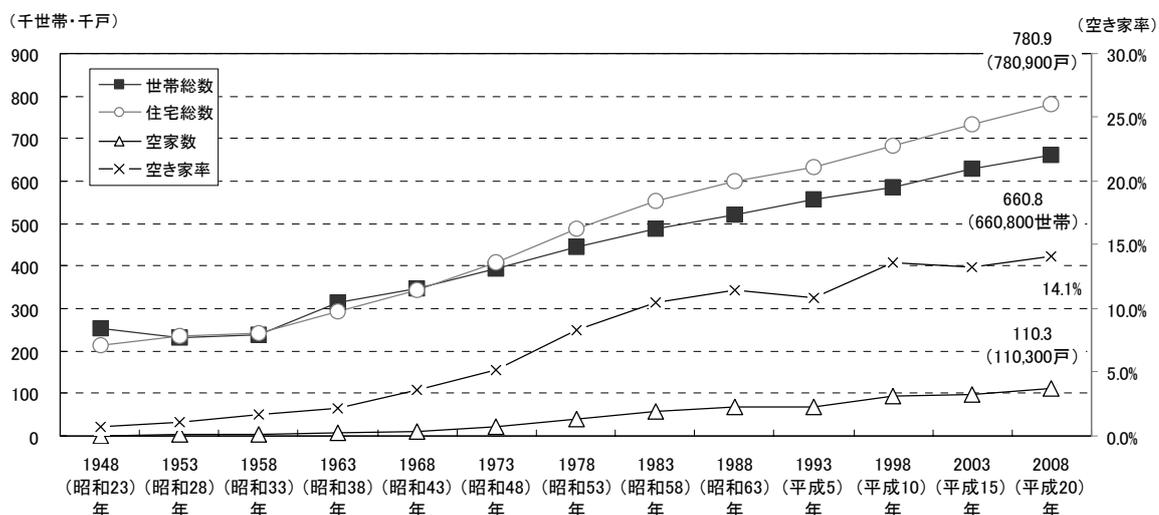
(4) 生活を取り巻く現状と動向

① 都市環境

空き家が増加している

京都市の空き家率は約14%となっており、空き家の増加は、防犯の面だけでなく、町並みや地域コミュニティ※¹の維持の面から、地域の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があります。また、その一部が危険家屋※²となるなど、防災の面からも問題があります。環境への負荷が少ない社会を構築するためには、既存ストックを重視した取組を展開するとともに、市街地内の空き家や駐車場等の低未利用地※³を有効に活用することが必要です。

■ 住宅総数及び空き家数の推移（資料：各年住宅・土地統計調査）



※1 地域コミュニティ：地域住民が生活している場所で住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団のこと。行政、地域を越えた連携等を基盤としたその他のコミュニティと区別する。

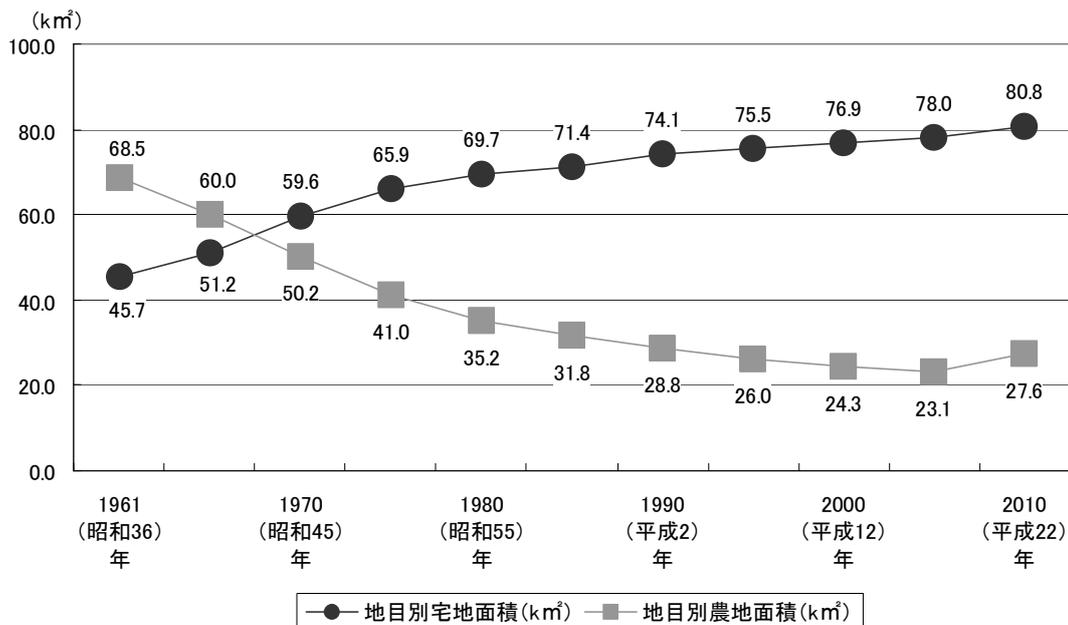
※2 危険家屋：所有者の所在がわからないなど、維持管理がされていない危険な状態の建築物。

※3 低未利用地：適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。

工場や農地等の宅地への転用が続いている

広域的な基盤の整備が進まない中で起こる工場や農地等の宅地による地域の急激な人口増加は、局所的な交通渋滞や小中学校の容量不足などの問題を生み出します。そして、居住環境や都市景観の悪化、安全性の低下など、将来的に不良ストック^{※1}となることが危惧されます。そのため、広域的な都市計画の方針に基づく必要な基盤の整備とともに、地域で共有された将来像に向けた計画的な取組が必要です。

■ 地目別宅地面積及び農地面積の推移（資料：各年京都市統計書）



※旧京北町（平成17（2005）年4月合併）のデータについては、平成21年のデータより反映

※1 不良ストック：まち全体あるいは建物単体で見た場合に治安、衛生、防災、住環境上、好ましくない状態に陥っているもの。

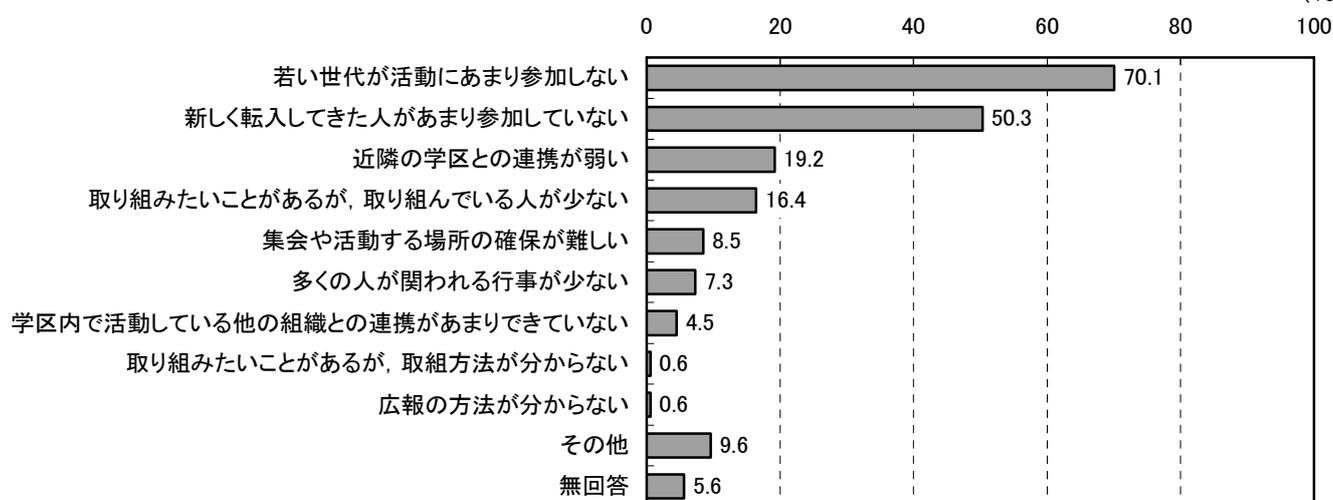
②地域コミュニティ

地域コミュニティ※¹の空洞化・担い手の減少が進んでいる

京都市は市域が広く、中心部の市街地から山間部まで、地域の成り立ちや特性は様々であり、多くの地域では、地域コミュニティ※¹が中心となり、地域活動に取り組んでいます。

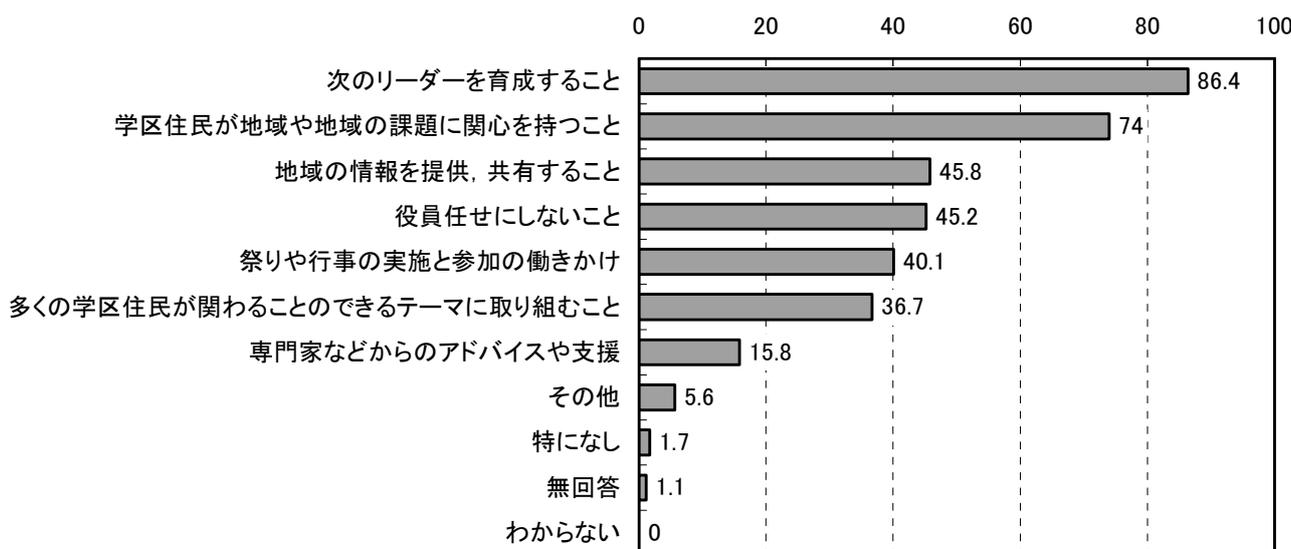
しかし、ひととのつながりが希薄となることによる地域コミュニティ※¹への加入率の低下が言われていたり、若年層の減少・市外への転出や単身世帯の増加等による地域コミュニティ※¹の空洞化※²・担い手の減少が進んでいます。今後も地域の活力を維持するために、地域コミュニティ※¹の活性化が必要です。

■ 学区内の活動の話題について（資料：京都市基本計画（平成19年度地域活動に関するアンケート調査報告書））（%）



■ 学区内の活動をさらに進めていく上で必要なことについて

（資料：京都市基本計画（平成19年度地域活動に関するアンケート調査報告書））（%）



※1 地域コミュニティ：地域住民が生活している場所で住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団のこと。行政、地域を越えた連携等を基盤としたその他のコミュニティと区別する。

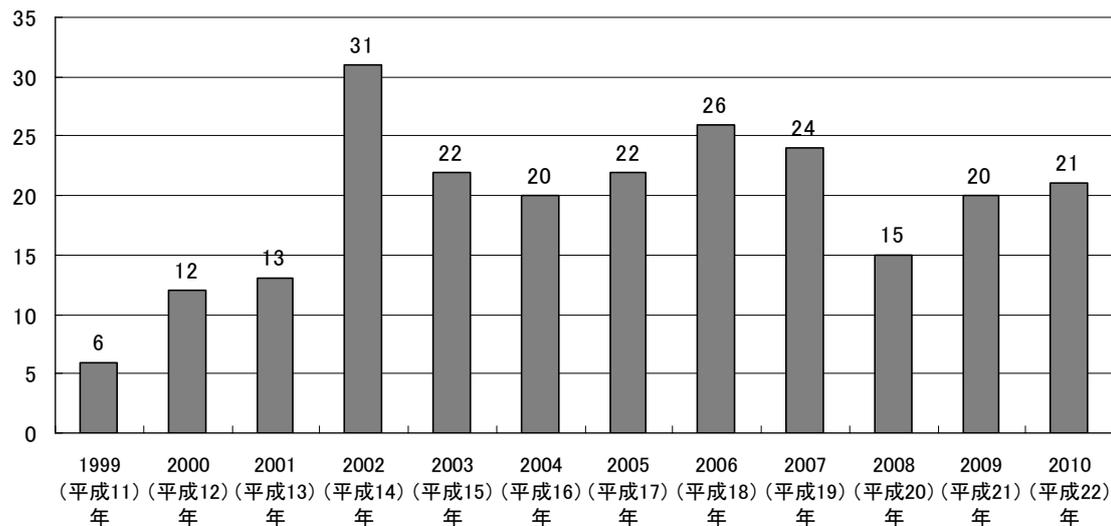
※2 空洞化：構成していたものが消滅、移転等することによってそこが空き、「空洞」になる状態を「空洞化」と呼ぶ。

共汗（パートナーシップ）のまちづくりが広がりつつある

京都市でも、まちづくりに取り組むNPO*1をはじめとする各種団体の増加など、地域によるまちづくりが広がりつつあります。今後、市民ニーズの高度化・多様化が進む中では、地域の個性に即した都市計画に加え、共汗（パートナーシップ）のまちづくりを推進していくことが必要です。

■ 活動の種類に「まちづくり」を含む京都市のNPOの認証年別件数

（資料：京都府府民生活部府民力推進課）



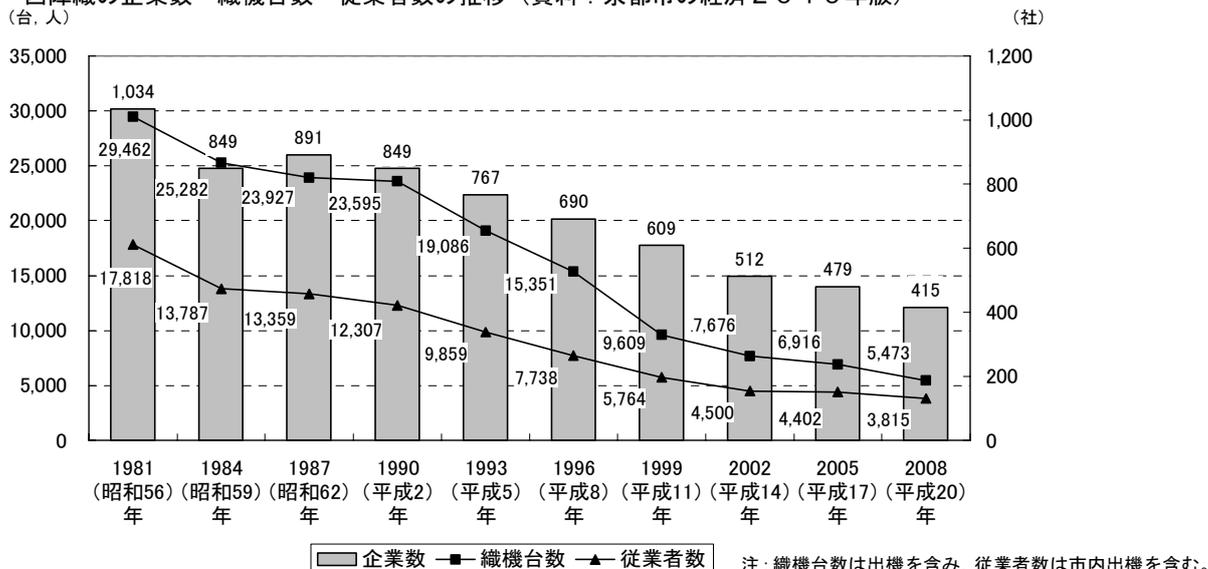
※1 NPO：Non Profit Organization の略称で、非営利の民間組織のこと。

③住と工の共存

住と工が共存しているまちが変容したり、活力が失われたりすることが危惧される

住と工が共存している地域などでは、地域コミュニティ^{※1}の空洞化・担い手の減少や工業用地から宅地への土地利用転換など、住と工が共存しているまちが変容したり、活力が失われたりすることが危惧されます。今後とも、住と工が共存し、活力やにぎわいを維持していくことが必要です。

■ 西陣織の企業数・織機台数・従業者数の推移（資料：京都市の経済2010年版）



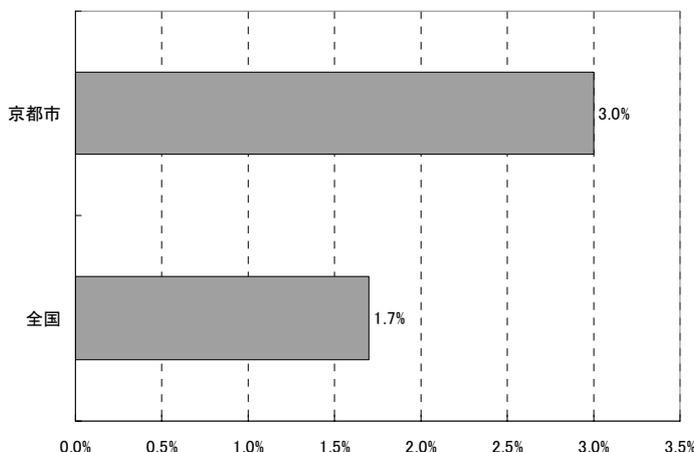
④国際化

留学生や外国からの帰国者、外国籍市民など多くの市民が暮らしている

京都市には、留学生や外国からの帰国者、外国籍市民などの市民が多く暮らしています。言葉や文化の相違に起因した課題の解決等、多文化共生社会の実現を進めることが必要です。

■ 京都市と全国の全人口[※]における外国人登録者が占める比率の比較（平成22年時点）

（資料：法務省 登録外国人統計統計表，京都市統計書より作成）



注：全人口とは、住民基本台帳人口と外国人登録人口を合わせた人口のこと。

※1 地域コミュニティ：地域住民が生活している場所で住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団のこと。行政、地域を越えた連携等を基盤としたその他のコミュニティと区別する。

(5) 文化を取り巻く現状と動向

① 景観

京都の優れた景観を守り、育て、引き継ぐために景観政策を実施している

高度経済成長期^{※1}以降、急速な都市化の進展に伴い、町並みと不調和な建築物の増加、無秩序な屋外広告物などにより、京都らしい景観が変容してきました。この状態を放置すれば、都市の魅力や活力の低下を招きかねないため、平成19(2007)年から、新景観政策を実施しています。また、進化する景観政策として、市民とともに創造する景観づくりに関する仕組みの整備や、建築物のデザイン基準の変更等を行っています。今後とも、景観政策の着実な推進と政策の検証に基づくさらなる進化が必要です。

■新景観政策の概要



※1 高度経済成長期：日本経済が飛躍的に成長を遂げた1950年代半ばから1970年代初頭までの期間。一般的には、高度経済成長は第一次オイルショックの1973年までとされている。

②京町家※1

京都のまちの歴史、文化の象徴ともいえる京町家※1が年々減少している

京都のまちの歴史、文化の象徴ともいえる京町家※1は平成8（1996）年度以降、年間1.6%程度の割合で減少し、京都らしい風情ある景観や文化が次第に失われてきており、歴史的な雰囲気を残していたまちなみ景観の変容が危惧されています。個性あふれる京都の暮らしや空間、まちづくりを継承発展させるために、京町家※1をはじめとする歴史的建造物の保全・再生・活用の促進が必要です。



■京町家※1の状況（資料：京都市基本計画）

■ 京町家

京町家の減失状況
(都心エリア※での過去調査との比較)

京町家	件数
A 平成7, 8年度調査で確認した京町家	7,308
B 平成20, 21年度調査で減失していた京町家	1,504
減失率=B/A	20.60%

※ 中京区及び下京区の一部
(職住共存地区を含む18元学区)

※1 京町家：京都市内で戦前に市街化されていた地域において、伝統的な軸組木造の構造で大戸、虫籠窓等の特徴的な外観を持ち、通り庭、続き間、坪庭、奥庭を保っているか、過去に有していた建築物

③文化財

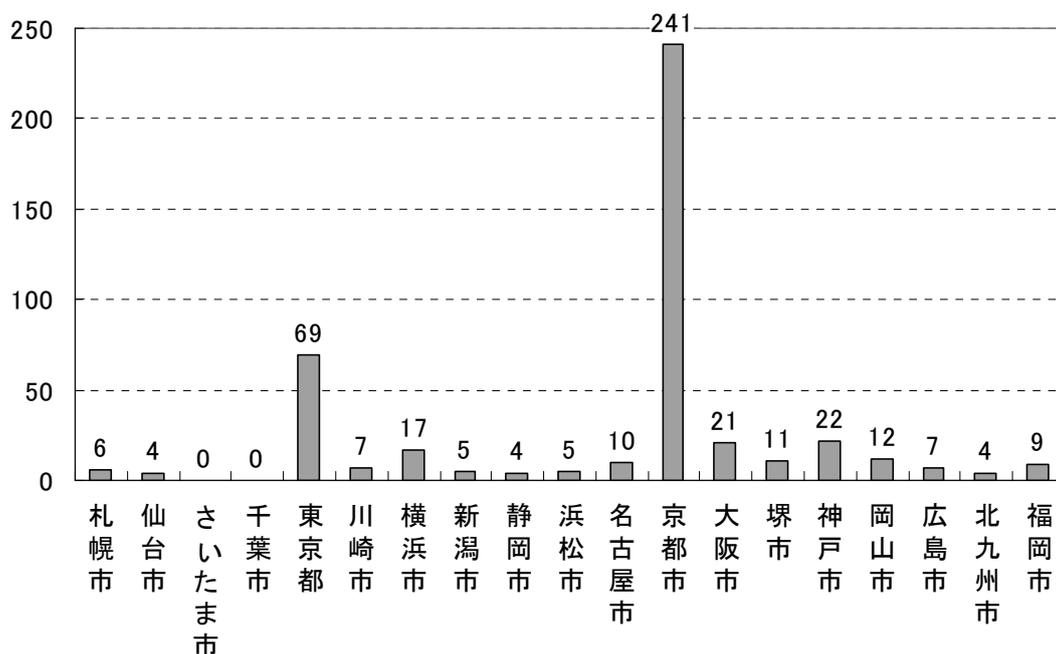
京都市には世界遺産*1をはじめ、数多くの歴史・文化資源が受け継がれている

京都市には、世界遺産*1をはじめ、数多くの歴史・文化資源が古くから受け継がれています。

質、量ともに充実した京都の歴史・文化資源は、古代から近代に至るまでそれぞれの時代の遺産が重層的に存在しており、京都の特性ともなっています。これらの歴史・文化資源の保存を図るとともに、災害などから守り、次の世代へと引き継いでいくことが必要です。

■ 政令指定都市と東京都における重要文化財（国宝を含む）の数（建造物）

（資料：大都市比較統計年表 平成21（2009）年）



※1 世界遺産：1972年（昭和47年）のユネスコ総会で採択された世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条例に基づき、世界遺産リストに登録された遺跡や景観、自然など、人類が共有すべき普遍的な価値を持つもの。

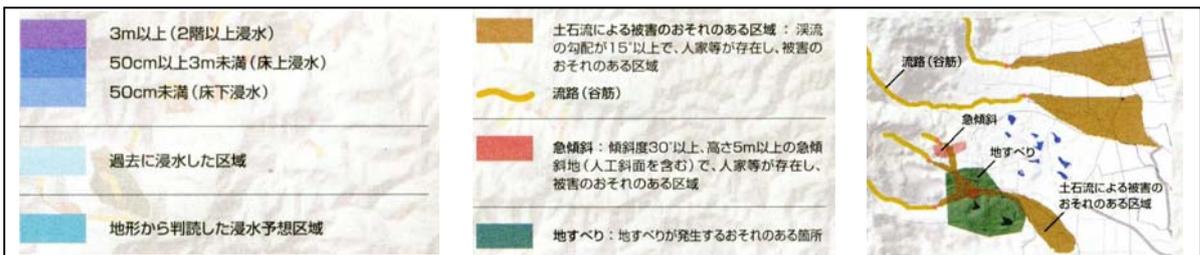
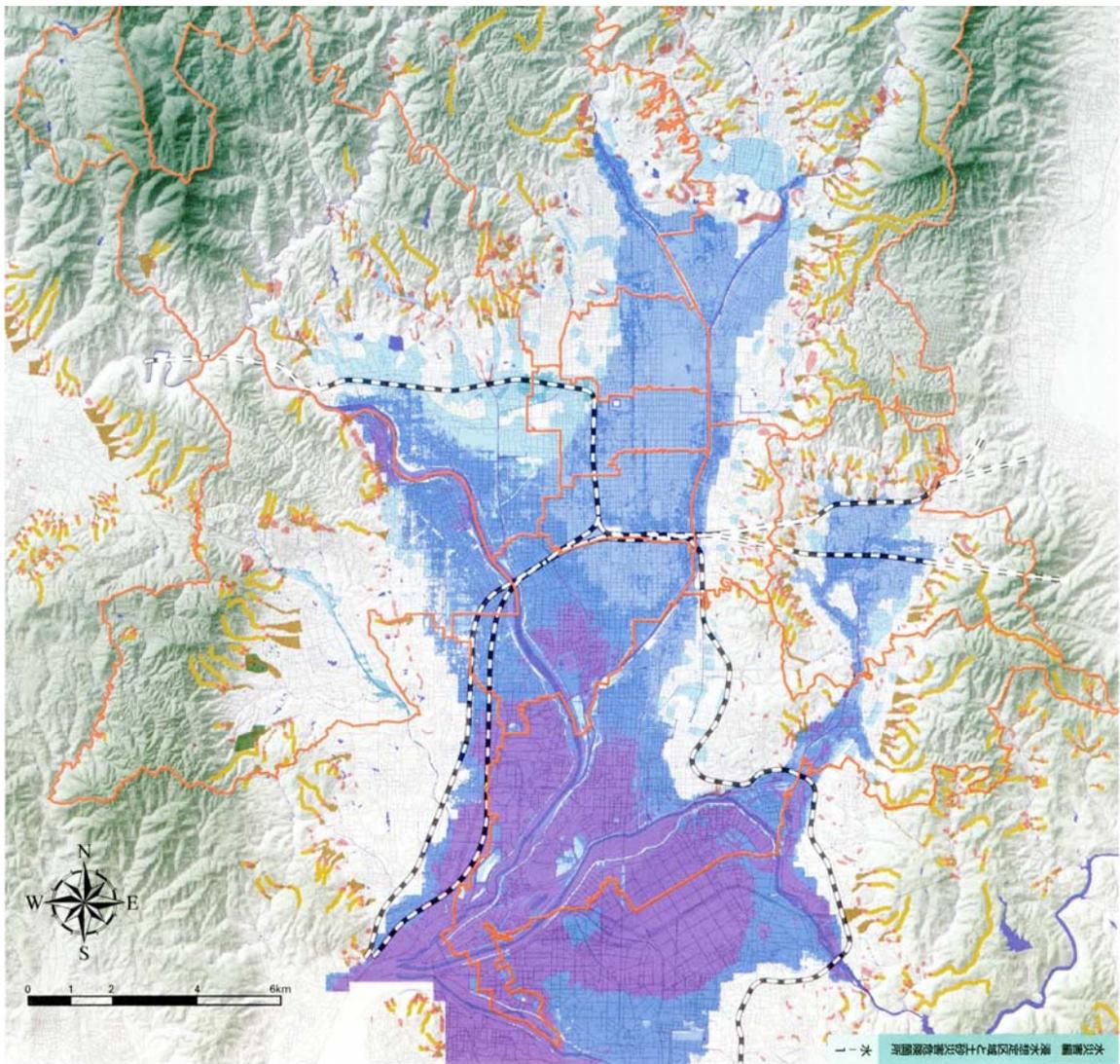
(6) 安心・安全を取り巻く現状と動向

災害による大きな被害への対策が、日常から求められる。

京都市では、水害や地震等の災害が発生すると、浸水や土砂災害、建築物の倒壊、火災等、大きな被害が発生するおそれがあります。

そのため、歴史都市としての特性を踏まえた防災対策に加え、京都に暮らす人々だけでなく、京都を訪れる人々にも対応した災害時の避難誘導などの検討や、歴史都市としての特性を踏まえた被災後の復旧・復興について検討を進めておくことも必要です。

■ 浸水想定区域と土砂災害危険箇所（資料：京都市防災マップ）



大規模地震が発生すると、多くの被害が想定される

京都市内には、花折断層をはじめとした地震が発生する可能性の高い活断層が存在しており、また、南海・東南海地震等の巨大地震による被害も想定されています。これらの地震による被害想定では、大きな揺れによる建築物の倒壊や火災、人的、都市基盤等の被害だけでなく、地すべりや急傾斜地の崩壊、液状化など、地盤災害が発生するおそれのある箇所もあります。

そのため、老朽木造住宅をはじめとする耐震性の低い建築物の耐震化の促進や、都市基盤の耐震化、日常の意識啓発等が必要です。



■ 京都市内の主な活断層図

(資料:京都市第3次地震被害想定報告書)

集中豪雨など、局所的な気象現象による浸水被害が懸念される

以前は、保水・遊水機能を有している農地等の宅地化や、森林の荒廃によるかん養機能の低下に伴い、雨水量が増大し、河川や水路の氾濫による水害が頻発していましたが、河川改修や下水道の雨水対策により大規模な水害は発生しにくくなっています。

しかし、近年、全国的に台風等に限らず、局所的な集中豪雨が増加しており、大雨による河川の氾濫や土砂災害等が懸念され、水深3m以上の浸水が想定される区域もあるほか、地すべりや急傾斜地の崩壊、土石流等が発生するおそれのある箇所もあります。安心・安全の確保に向け、歴史都市としての特性を踏まえた防災対策が必要です。



■ 有栖川流域の浸水状況(平成11年)

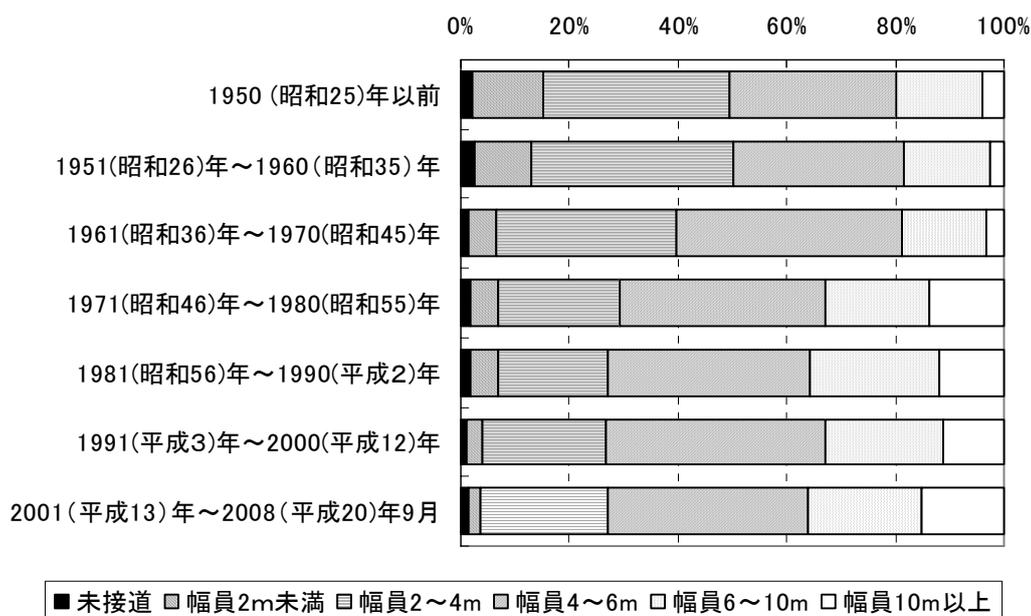
密集市街地※¹が存在し、細街路※²が多く残る

京都市は、戦災の影響が少ない都市であるため、密集市街地が存在し、細街路が多く残っています。京都市における細街路は、風情ある魅力的な空間である一方、災害時の避難や火災等、防災上の課題があり、災害発生時の被害が甚大になる懸念があります。都心4区（上京区、中京区、東山区、下京区）においても、総延長約190km、約3,300本の細街路が存在し、その沿道には、約41,000軒の建築物が面しています。また、狭小な敷地に建つ建築物も多くあり、特に4m未満の道に接する敷地においては、建替えや増改築の際には原則として道路から敷地の後退が求められることから建築物の建替えや改修が進みにくい状況となっており、密集市街地※¹の安全性が向上しない原因の一つともなっています。

また、それらが多く集まる密集市街地では、道路、公園等の都市基盤の水準が低いものが見られます。

京都の特性を維持しながら、都市防災上の安全性を向上させるために、地域の特性に応じた実効性の高い総合的な取組が必要です。

■ 住宅の建設時期別の住宅の接道状況（資料：平成20（2008）年住宅・土地統計調査）



※1 密集市街地：敷地、道路が狭く、老朽木造建物が高密度に建ち並んでおり、地震時に大きな被害が想定される危険な市街地

※2 細街路：幅員が4m未満の道

全国的に建築物に関わる事故が多発しており、社会問題となっている

平成20年10月に発生した大阪の個室ビデオ店火災事故、外壁タイルの落下事故など、近年、既存建築物における事故が多発しています。

既存建築物をはじめとする建築物の安全性の確保に向けた総合的な取組が必要です。

■ 近年の主な既存建築物の事故（資料：京都市建築物安心安全実施計画）

窓ガラスの 飛散事故	平成17年3月	福岡県西方沖地震で、ビルの窓ガラスが道路に大量に飛散
外壁タイル等の 落下事故	平成17年6月	東京都中央区のビルで外壁が落下。2名の負傷者
	平成19年8月	京都市右京区の事務所ビルで外壁が落下
大規模空間の 天井崩落事故	平成17年8月	宮城県沖地震で、スポーツ施設の天井が崩落。多数の負傷者
広告板の 落下事故	平成19年6月	東京都新宿区の雑居ビルにおいて広告板が落下。負傷者2名
個室ビデオ店・ カラオケボック ス火災事故	平成19年1月	宝塚市のカラオケボックスで火災発生。死者3名、負傷者5名
	平成20年10月	大阪市浪速区の個室ビデオ店で火災発生。死者16名、負傷者9名